商工だより



奈良県商工会議所編

NO.16

1959

内外蚊帳
綿スフ織物

廣橋紡織合名会社

本社　奈良県北葛城郡広陵町
電話箸尾一二、一七四番
大阪出張所　大阪市東区南久太郎町二丁目一
電話大阪㉖五一七、五一八番

営業種目
煙草苗床用特殊加工苗育布
煙草苗床用育布
寒冷紗其他各種綿布
製造販賣

和洋織物株式會社

取締役社長　廣田義雄

大和高田市三倉堂七八八
電話高田二一一七四番
二一一七五番

Nichiyo

ニチボー
オリオンテックス

必ずお気に召す生地・柄・お仕立

お求めは
このマーク

ニチヨー服

オーバ・ズボン
上衣・学生服

• 信用ある一流洋服が
工場から直接みな様へ



消費者信用販売
ニチヨー服購入預金制度　をぜひ御利用下さいませ

大日本紡績株式会社製品取扱店

発売元　ニチヨー服販売KK.
後援　宮島産業株式会社

日本染織工業株式会社

取締役社長　越智岩太郎

営業種目
輸出・内需、綿・スフ・麻織物並に蚊帳地の製造・販賣・晒、シルケット、染色、樹脂加工並に蚊帳地染色仕上、縫製加工

本社　五七五一
本社工場　奈良市油阪町一〇五　電話奈良　五七五二
西大寺工場　奈良市西大寺町　電話奈良　五七五三
川上工場　奈良市川上町三六七　電話奈良　五七五四
商事部　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入ル　電話本局　五七五五
三二一二
九七九
一九〇四

営業種目
食料品加工用繊維品、綿織ベルト
コンベヤーベルト、醸造用研磨用袋織
其他帆布、厚織物等製造

前山厚織工業株式會社

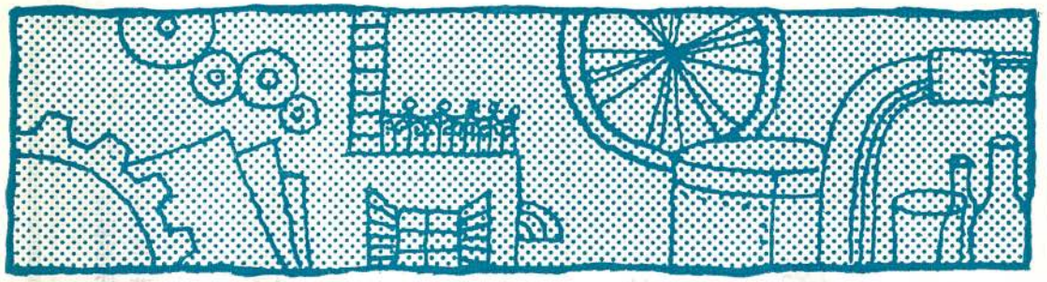
取締役社長　前山誠逸

奈良県吉野郡下市町大字下市二九四
電話下市一〇三番（事務所）
二六一番（工場）

奈良の銘筆
書道専門
大家用筆墨
章穂堂

あかしや老舗

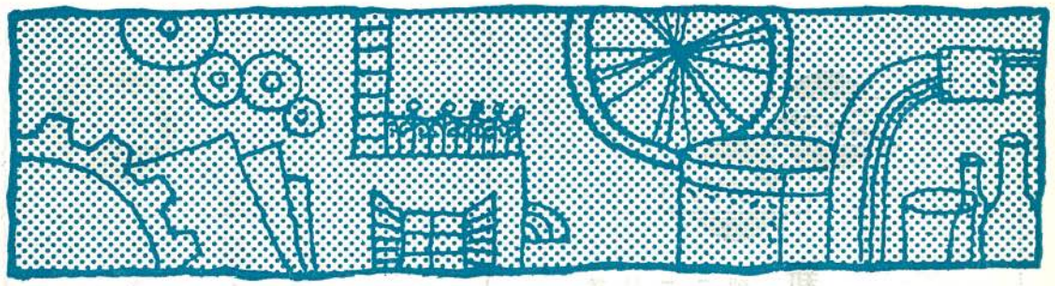
奈良市餅飯殿町
電話二一五〇番
振替大阪二四六八二番



商工だより　第十六号　目次

◎商業従事者通信学校開講の挨拶……会頭　足立　正……一
◎要望　中小企業金融機関に対する財政投融資を大巾に増額せられたい……日本商工会議所……三
◎（論壇）中小企業問題はなぜ重要か……川上為治……三
◎随筆　公定歩合引下げと今後の問題……五
喰はず嫌いと知らず嫌い……熱田生……六
◎（特集）デノミネーションはやるべきか「会議所理財部会から」……七
就業規則のサンプル……一一
労務管理あの手この手……一三
あなたのお店の診断法……一四
親しまれない五つの型……一六
書類に母屋を取られた話……一八
題して猪武者という……二〇
経営の近代化に悩めるスタッフの人に与う……二七
◎経営　金融相談（相談所の窓口から）……三〇
◎金融　最近金融界の動向……一九
金融公庫今年度の貸出方針……二〇
◎私の健康法（順不同）
越智岩太郎……三
杉本甚七……五
谷仙治……一〇
阪田勇……一三
大谷幸治郎……一五
鈴木角一……一七
菊池武三良……一九
中野利右衛門……二二
吉川島次……三一
近東則太平……三五
奥村義蔵治……三九
橋本藤井佐重郎……三二
福田橋蔵……三五
清水富太良……三七
河合利喜蔵……四一

◆商工会議所は県立ではない、県内商工業者が自主的に作つている団体である。
◆商工会議所は商工業者のサービス機関であり、商工業者の代弁者である。
◆奈良県商工会議所は全国四百有余の会議所と繋りがあるのみならず世界各国とも連繋のある県下唯一の団体である。



◎税務　いくら儲けても税金のかからない話……税法上の交際費とその範囲……三三
◎新商売往来
その一　マンモス攻勢に応戦……一四
その二　十円相場の店お目見得……一四
その三　商店街の統一商法……一五
その四　スタンプ・セーリング・システム……一五
その五　全国各地に主婦の店登場……一六
◎解説〜業界展望◆
財政投融資とは……一六
中小企業退職金共済法のあらまし……一七
◆……一八
第四回大阪国際見本市出品受付……一九
中小企業の近代化補助要綱決まる……二〇
最低賃金法案可決さる……二二
商業従事者通信学校御案内……二三
失業保険に最高裁が新判例……二四
経済の見通し大きく狂うか……二四
デノミネーション論議……二六
私たちのくらしと貿易……二六
一瞬にして一億五千万円の損害……二六
観光について一アメリカ人から……二八
セルフサービスの洗濯屋さん大うけ……二六
◎海外短信
◎茶ばなし　▽▽▽!!会議所便り!!△△△
1　日本商工会議所通常総会終る……二九
2　当所会員名簿印刷につきお断り（事務局より）……二九
3　新事業年度の収支予算と事業計画この程決る……四〇
4　就職に有利な珠算合格証発行します……四二
5　会員名簿完成しました。商取引に御利用を……四二
6　法定台帳の記入についてお願い……四三
7　新らしい試み、それは新入店員激励会でした……四四

◆商工会議所の会員であることは商工業者の大きな誇りである。
◆商工会議所は特定の商工人のものではない、すべての商工業者に解放されている。

外観・機構の一新したトヨタ、トラック各種乗用車
性能の優秀を誇る新トヨタ、デイーゼル
耐久性大なるトヨタ純正部品
理想のエンジンオイル「キヤツスル」

奈良トヨタ自動車株式会社

取締役社長 菊池武三郎

本社 奈良市杉ケ町三〇
電話奈良代表六五五五～八番
中古車部 奈良市南京終町二六九
電話奈良六五五九～六〇
高田営業所 大和高田市大道二丁目
電話高田二七九七番

ニッサン ダットサン

益々好評の新型車
最新の設計・近代的外観美
ニツサン・ダツトサン・オースチン
ニツサンジユニア・U・Dデーゼル車
純正部品・用品

新奈良日産自動車販賣株式会社

専務取締役 松平八郎

奈良市油阪町六十五番地
電話奈良 自四六九一番 至四六九四番

深夜営業の超短波小型**タクシー**

帝産自動車株式會社

本社 奈良市杉ケ町三十一番地
本社営業所 電七七三五～六
国鉄前同 電七七三三～四

一分でも早く廻車出來るタクシー

各種自動車車体製作及修理

奈良市三条宮前町

奈良車体製造株式会社

取締役社長 須河作治

電話奈良(代表) 六四二五番 六四二六番

堅牢優美の奈良ボデー

トラックの御用命 お荷物の運送は 通 へ

通

奈良市油阪町(国鉄奈良駅前)

日本通運株式会社奈良主管支店

支店長 額田君太
支配人

電話奈良 自四七六一番 至四七六五番(代表)

サービスは我社のモットー

関西電力株式会社奈良支店

支店長 淵岡美士磨

電話奈良 自五二〇一番 至五二〇七番

近畿電気工事株式会社 奈良支店

奈良市今辻子町 電話(奈良) 3389 2073 番

奈良営業所(奈良) 2073番
橿原営業所(橿原) 721番
吉野営業所(下市) 220番

出張所

(郡山) 374番 (生駒) 449番 (天理) 332番
(柳生) 19の乙 (王寺) 440番(呼) (桜井) 495番
(田原本) 264番 (高田) 2763番 (橿原) 207番
(上市) 172番 (御所) 117番 (五條) 287番

奈良市横領町一〇〇の一
各種合成樹脂成型加工業
電話奈良四九三一～五番

SSS

積水化学工業株式会社 奈良工場

取締役工場長 仲森清

本社 大阪市北区宗是町一(大阪ビル内)
電話土佐堀 (一八三一～七番) (七三七〇～九番) (五七五一～五番)

商業従事者通信学校
開講のあいさつ

日本商工会議所会頭
足立正

日本商工会議所および各地商工会議所共同実施の商業従事者実務通信講座の開講にあたり、一言ごあいさつを申上げます。

商工業従事者の教育指導については、日商においてかねてから検討していましたが、商業問題の重要性および緊急性にかんがみまず商業従事者に対する教育指導を取上げることとし昨年十月、日商に本講座を設置し全国の商業従事者各位に対して、通信教育の方法によつて商業実務上の知識および正しい商業経営の在り方を教授することとし開講の時期は本年四月一日といたしました。

講座の構想といたしましては、本講座は平素多忙をきわめられます商業従業者各位を対象としています関係上、受講期間はなるべく短くするためにこれを六カ月とし、また講座の内容を充実させるためにテキストの監修および執筆は一流の商業学者および商業実務家にこれを依頼し、さらに専門の指導員をおいて質疑応答諮問解答および面接指導を行うことにしました。

このような構想のもとに諸準備をすすめ、本年に入つてから日商および各地商工会議所において受講者を募集しましたところ、受講申込者はすでに当初の予想をはるかに超えているのであります。受講者各位のご熱意に対し深く敬意を表しますとともに、各位におかれましては本講座を十分活用せられ、商業界における成功者となられますことを切にご期待いたします。

なお本講座がこのように堅実に発足することができましたことは、ひとえに監修および執筆諸先生、各地商工会議所ならびに関係各位の絶大なご協力によるものでありまして、あつく謝意を表しますとともに、今後とも一層のご協力をお願い申上げます。以上をもつてあいさつの言葉といたします。

商工業に関する事なら

税務・金融・法律・特許
経理・経営・取引・その他

どんなことでも
お気軽に御出で下さい。

奈良県商工会議所商工相談所

奈良市東向・近鉄駅前
電話 6075・6076・6077

奈良縣銀行協会

南都銀行
日本勧業銀行奈良支店
三和銀行奈良支店
協和銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
紀陽銀行五条支店

奈良県信用金庫協会

大和信用金庫
櫻井市櫻井町
櫻井八五五～七

田原本信用金庫
奈良県田原本町
田原本一一四

郡山信用金庫
大和郡山市柳二丁目
大和郡山四三九、八七二

奈良市信用金庫
奈良市光明院町
奈良六三七二三五

月収の……わずか一割（盆・暮には その十倍）で
来年末には、みごと目標達成！

月賦で財産つくり
野村の減税けいぞく投資を御利用になると…

◇「野村の投資信託」（一口五千円）が、ますますおとくに、しかも、ますますお手軽に申込めるのです。

◇「野村の投資信託」のスバラしい配当・値上り（従来の実績では綜合利廻・年二割）のほかに、減税のオマケ（けいぞく額の三パーセント）がつく一石三鳥ぶりです

二千五百円月賦

なら	
今月(34年5月)スタート	
34.5……	2,500円
〃 6……	25,000円
〃 7～11…	各2,500円
〃12……	25,000円
小計	65,000円
35.1～5……	各2,500円
〃 6……	25,000円
〃 7～11……	各2,500円
〃12……	25,000円
小計	75,000円
けいぞく額合計…	…140,000円
配当・値上り(10%)…	…14,000円
減税（3%）	……4,200円
元利合計……	158,200円

来年末
15万円 突破！

五千円月賦

なら	
今月(34年5月)スタート	
34.5……	5,000円
〃 6……	50,000円
〃 7～11…	各5,000円
〃12……	50,000円
小計	130,000円
35.1～5……	各5,000円
〃 6……	50,000円
〃 7～11…	各5,000円
〃12……	50,000円
小計	150,000円
けいぞく額合計…	…280,000円
配当・値上り(10%)…	…28,000円
減税（3%）	……8,400円
元利合計……	316,400円

来年末
30万円 突破！

野村証券奈良出張所
奈良市東向北町
電話（奈良）六四五一一四番

要望

中小企業金融機関に対する
財政投融資を大巾に増額せられたい

さきの昭和三十四年度の政府予算案において、明年度の三政府関係中小企業金融機関への財政投融資額は、中小企業金融公庫二七五億円、国民金融公庫二五〇億円、商工中金については政府出資金一五億円、商工債券引受二〇億円とし、一応名目的にはほぼ今年なみに決定をみたが、これら公庫等における三十四年度の政府返済金（すなわち中小企業金融公庫ならびに国民金融公庫における各一六六億円）を考慮すれば、政府の前記二金融機関に対する財政投融資額の実質は、わずかに一〇九億円、八四億円（今年度は一九七億円一三〇億円）にとどまり、したがつて両公庫の貸出わくの純増額は前年度に比較してそれぞれ二五億円、六八億円減少し、他方商工中金においてもその貸付わくの純増額は前年度にくらべ二〇億円も減少をみるのであつて、このような政府関係中小企業金融機関への財政投融資の減少傾向は、早急な体質改善を要請せられている現下の中小企業界の実情を無視したものというべく財政投融資（昭和三十三年当初三、九九五億円、三十四年度五、一九八億円）一般の増加にかんがみても政府の中小企業金融対策の後退を意味するものとしてまことに遺憾にたえない。

ことに最近の中小企業の資金関係は、各金融機関の三十三年度借入申込実績に徴しても明らかな如く、中小企業の設備近代化の意欲を反映し、きわめて資金の需要はおうせいであるにかかわらず資金の供給は到底これに対応しえない実情である。よつて、国会および政府当局においては、上記事情をご賢察の上、この際三機関に対する財政投融資の増額について下記事項の実現方特段のご配慮を煩わしたい。

記

(1) 中小企業金融公庫については、昭和三十四年度において六四五億円の貸出額が見込まれているが、財政投融資額は少なくとも今年度なみの純増額（七〇億円）は確保できるよう、さらに二五億円増額せられたい。

(2) 国民金融公庫についても、今年度の貸出わくの純増は一〇五億円であるが、明年度もこの程度の純増額（政府案では三七億円）を確保できるようさらに六八億円の増額をはかられたい。

(3) 商工中金については貸金需要の増大、とくに設備近代化資金需要の増大の傾向を考慮し、少なくとも三十四年度（政府案では一四〇億円の純増）においては、三十三年度なみの貸出わくの純増一六〇億円程度を維持できるよう二〇億円程度を増額せられたい。

(4) 上記各機関の金利引下げは、中小企業界の多年の願望であり、これに期待することろが大きいが、その引下げに当つては企業資本充実の原則を尊重し、極力これら機関自体の積立金の切崩しなどの方法によらないよう配慮されたい。

私の健康法

1. 直き心（正直、純真）
2. 何事も感謝（不平不満は絶対に持たぬこと）
 （即ち難有りてありがたい「有難」
3. 常に忍耐を旨とし己に克ちて他人に負けること。
4. 気は永く勤めは堅く、慾薄く糧食八分に心広かれ。
5. 宇宙の大自然（神仏）の宏大無辺なる恩恵を感謝讃仰しその天理の教訓を堅く信じ以て安心立命の境地に生ること。



越智岩太郎
69才
日本染織工業(株)社長

論壇

中小企業問題はなぜ重要か

川上為治

最近、政界はもちろん経済、学界その他関係方面があげて論議の的となつているものに、中小企業問題があります。

今日では、政府はじめ与党、野党をあげて、もつとも重要な政策の一つとして、中小企業の振興対策をかかげていることは御承知のとおりであつて、たとえば前の衆議院総選挙では、中小企業問題を論じなければ、選挙に有利にたたかえなかつたのであります。

猫も杓子も、中小企業問題を論じているというのが、今日の情勢であるといえましよう。

しかし、これほど、中小企業問題がやかましく論議されているにもかかわらず、中小企業問題をほんとうに深く研究し、その振興を真剣に考えているかと申しますと、そんなにいるかの残念ながら、その数は非常に少く、多くは何らかの為にする目的から、口さまたげのかけ声のみで、中小企業問題を論じているにすぎないのが、現在までの実情ではなかつたかと思われるのであります。

こうした情況にある中小企業の問題について、私の、常日頃からの見方、考え方、または対策の在り方について、その一端を申述べ、各位の御参考に供することと致します。本論に入る前に、とくに声を大にして申上げたいことは、今日の中小企業は、単にかけ声のみでなく、この問題と真正面から真剣にとり組み、根本的な、しかも現実的な対策をたて、それを勇敢に実行に移すことをしないと、わが国の社会・経済の上に、大変な事態が起るおそれがあるのではないかということであります。

かように中小企業問題は重要であり、深刻であつて、しかも早急に解決を要する問題なのであります。

なぜ中小企業問題は重要か

そこで話の順序として、中小企業問題はなぜ重要であり、その重要性はどの点にあるかについて申上げます。

まず中小企業が、わが国の社会・経済の上に占めている重要性についてでありますが、これは大きくわけて二つあります。

一つは、中小企業が、わが国の人口問題および社会問題の、中心的な問題の一つであるということ。もう一つは、わが国の経済、とくに輸出貿易の上に、中小企業の製品が過半数を占めており、経済的な役割が非常に大きいということであります。

労働力を吸収する中小企業

第一の、わが国の人口問題、社会問題からみた中小企業の重要性についてですが、最近わが国の総人口は一億程度といわれます。そして、一億の総人口のうちで、中小企業に依存し、そこで生活している人たちは、少くとも二千六百万人ぐらいあります。

わが国の農業関係人口は、約三千六百万人ぐらいでありますから、中小企業関係の人口は、これに次で多いわけであります。

しかし問題は、単に人口が多いというだけではありません。人口問題のほんとうの意味は、その人口を養つていく力、言葉をかえていえば、つぎつぎに新しく育つていく労働力を、どの部門で一番多く養つていくか、いわゆる労働人口の吸収率がどの産業部門で一番高いかということであります。

その意味から、戦後の産業別の人口増加ぶりをみますと、農

業関係あるいは大企業関係などの人口増加率に比較して、中小企業関係の人口は、めだつてふえているということに、非常に大きな、重要な意味があると考えられるのであります。

たとえば、農業人口は、戦後ある程度はふえていますが、最近ではほとんど頭打ちの状況になつついてる。また大企業方面も、最近ではオートメーション化とか、あるいは機械化の発達によつて、人口を吸収する余地が、だんだん少くなつてきているだけではなく、一部では吸収したものを整理する傾向もみられるものであります。もちろん電源開発とか、大工場の建設とかの場合は、一時相当数の人口を吸収することはあつても、それはまつたく一時的であつて、総じて大企業関係においても、人口の大きな吸収力は、今のところないのであります。

ところが、これらに較べて、中小企業関係では、戦後今日までひきつづいて、人口が非常にふえているのでありますが、これは毎年毎年ふえてくる労働人口の相当部分、を中小企業で吸収し、養つているのだということであります。

要するに中小企業は、経済的・社会的に、きわめて恵れない地位におかれ、一たん不況になつた場合には、その波にまつ先に襲われるといつた悪い条件にありながらも、なお大きな底力をもつていることからして、このように大きな労働人口吸収力をもつているのであります。

この点からも、中小企業問題は、単に経済問題のみでなく、労働人口吸収力という点からも十分に研究して、その振興策が検討されなければならないと、私は考えるのであります。

輸出貿易と中小企業

第二は、輸出貿易の面での、中小企業の重要性であります。

今まで、いろいろの行政にたずさわつてきた私自身もそうでありましたが、一般の人たちは、中小企業の経済力は、大きなものであると、ばくぜんとは感じながらも、具体的に、たとえば輸出貿易の面では、中小企業が、どれほど大きな力となつており、外貨の獲得に貢献しているかという事実になると、あんがい知らないし、知つていても忘れがちであります。

この点こそ、中小企業問題を論ずる際に、絶対に考えのなかに入れなければならないことであつて、その重要性を一口にいいますと、わが国の輸出貿易の大体六〇パーセントないし六五パーセントは、中小企業の製品で占められているところで、この一事からも、日本の経済において、中小企業が大きな地位を占めているといえるのであります。

最近、わが国の輸出貿易は非常に伸びて参り、昨年の三十三年度では、三十二億ドルを輸出目標としており、政府も民間も懸命の努力を払つて来たのであります。このように輸出貿易の増強に国の総力をあげるのも、これは、あえて私が申すまでもなく、わが国の経済が、輸出によつて成立つている——国の経済力が高まり、国民が豊かな生活をしようとするには、どうしても輸出をますます伸ばさなければならないといつた性格を、強くもつているからであります。

少い日本の資源と加工貿易の担い手

というのは、第一わが国は、資源に恵まれていないし六五で産する資源で、それを加工製して輸出するものはきわめて少い。あつたとしても、たとえば繊維関係として生糸や絹織物、農水産関係として魚類や果物の缶詰とかいた程度のものであります。

その他鉱物資源から造るものでセメント、硫黄などもあるにはありますが、この硫黄にしても、相当豊富に産しながら、アメリカ等とは競争関係があつて、たいして輸出できない事情にあります。

結局輸出品の大部分は、外国から原料や材料を輸入して、それを国内で加工、一部を国内で消費して、残りを輸出するといつたものであります。

しかし日本では、石炭も非常に出るではないかとの意見もあります。もちろん石炭は、最近では戦時中の最高記録である五千万トンまで出そうとして、その増産ぶりは目覚しいものがあり、山元では貯炭がふえて困つている状況であります。全体としては、石炭は、あり余つているといえましようが、しかしこの石炭にしても、内容をよく検討してみると、もつと大切な種類、たとえば、ガス発生炉用炭とか、鉄鋼の生産に欠くことのできない強粘結炭とかは、ほとんど少量の有様で、非常に多くのものを外国から輸入しているのであります。

また、国民の日常生活の柱となる食糧にしてもそうであります。本年は農家の非常な努力と、恵まれた天候からして、米は未曽有の豊作で、八千万石以上はとれるだろうといわれています。米が豊作であることは、それだけ食糧の輸入量が少くなることであつて、非常に喜ばしいことではありますが、それでもなお一千万石、あるいはそれ以上の食糧を輸入しなければ、一億の国民をまかなうことはできないのが、わが国の実情であります。

さらに、製鉄用の原材料は、原料炭だけではなく、鉄鉱石もわが国では、必要量の半分ぐらいしかまかなえない。またスクラップもそうであつて、どれもこれも相当の量を外国から輸入しなければならないのであります。

中でも一番ひどいのは石油類です。石油は、わが国では現在三十五万トンぐらいしか出ない。ところが消費量は大体千五百万トンぐらいあるわけで、そ

私の健康法

1. 「日日是好日」これが私の健康法である。
2. 来る日も来る日も、その毎日が贅沢で無く、不自由でない即ち「日日是好日」の信念こそ唯一の健康法ではなかろうか。
3. 特に兎や角考えないこと、考えないことが是又良き健康法となつている。



杉本　甚七　67才
(株)北辰電機製作所
奈良工場代表者

のほとんど全部を、外国から原油を輸入して国内で使つているのであります。

こうした例をあげてみれば、さいげんがなく、いろいろのものが皆そうであります。たとえば、われわれが身に着けているシャツ類、服類でも、原料の綿花や羊毛は外国産のものを加工して国内で使う一方、織物や製品として輸入しているのであります。

したがつて、わが国では、ほんの一部の物資を除いた以外は、すべて外国から原料や材料はもちろん、製品まで輸入して消費しなければ、国の経済が維持していけないのであります

が、この輸入をするためには、お金(外貨)が必要であります。外貨がなければ、必要な物資の輸入ができないのは申すまでもありません。

そこで、その外貨を獲得するためには、どうしてもふやさなければならないのは当然のことであります。ですから国民が豊かな生活をし、わが国の経済がますます良くなるためには、どうしても輸出を積極的に伸ばさなければならない。輸出が一番大事だという理由は、ここにあるわけであります。

しかもその輸出の六〇パーセントないし六五パーセントを、中小企業関係で占めているということは、いかに中小企業が、わが国の経済に重要な地位と役割を果しているかという事実を、証明するものであります。

(元中小企業庁長官)



論壇

公定歩合引下げと今後の問題

二月十九日から実施された第三次公定歩合引下げに引きつづき、全国銀行協会連合会では市中貸出金利の引下げを検討中だが、今度の金利引下げについて、産業界、金融界は低金利時代への入口として重要な意味を認めており、今後の情勢により、ここ数カ月の間に預金金利引下げも伴つた第四次の公定歩合引下げが行われることになるかも知れないとの見方もある。

公定歩合の引下げは昨年六月、九月につづいてこれが三度目だが、今度の引下げはこれまでと違つて新しい意味をもつている。というのは、前二回の引下げは引締め政策で高くなりすぎていた金利をもとの姿に戻す意味が強かつたのに対して、今度はそのもとの水準からもう一度引下げたわけで、これには国際的にみて高すぎる日本の金利をこの際下げておこうとする意味があつたわけである。さらに前二回の引下げは不況のもとで経営の苦しい企業の金利負担を軽くしてやるという狙いが大きかつたのに対して、今度はその点もないわけではないが、むしろそれより金利の水準を下げて金融政策を強力的に運用してゆけるようにしようという狙いの

方が大きかつたといえる。

今度の新公定歩合の水準である商業手形再割引歩合は日歩一銭九厘で、これは実質的には戦後最低の金利といえる、というのは、戦後昭和三十年ごろまでは公定歩合は日歩一銭台ではあつたが、日銀が市中銀行に貸す実際の借入に罰則的な高利を課する制度があつたため実際上もつと高かつたので、公定歩合そのものが日銀の金利政策の中心となつたのは三十年八月、そのときの金利が日歩二銭であつたわけだから、その後引締政策による上昇、その修正としての低下をへて、今度また下つて一銭九厘となつたこの水準は実際上戦後最低であるわけだ。

しかし、低金利の必要性を強く主張する論者にいわせると、この程度の引下げではまだまだ序の口ということになる。日本経済は戦後の成長でもつと金利を低くし投資が盛んに行われても国際収支面での不安はないところまできているからこの際積極的に金利を下げてゆくべきだというのがこれら論者の主張である。しかし日銀や市中銀行はこれに対して慎重論で、金利を下げるのはいいが投資が行きすぎてまた外貨危機の二の舞となるのではたまらないと考えていた。

だが最近国際収支もほぼ恒常的な黒字基調となり、資金需要もスッカリ落ちつきを見せ、金融も先行き緩和することがハッキリしてきたので日銀としてもこの時機に金利を下げても投資を誘発し景気を刺激する心配はないとして引下げに踏み切つたものだつた。

従つて第四次引下げについては低金利論者の主張と金融界の主張とはかなり食い違つている。低金利論者は第四次公定歩合引下げを早くやつて預金金利や社債など長期金利界は預金金利は資本蓄積増強の上から軽々しく手をふれるべきではなく、少くとも四月以降長期預貯金の利子課税が復活するからそれからの預金の集まり具合も見て慎重に考える べきだとしている。

公定歩合引下げにつづいて短期の市中貸出金利が下ることになるが金利水準全体が下つてきて銀行の資金コストとの巾が狭くなつてきているので、輸出関係の貸出などは公定歩合と同じく日歩一厘下ることは確実だが、一般の並手形による出貸は限られた優良企業向け貸出は一厘下るが、そうでないものは五毛程度の引下げに止まり、企業の信用度によつて金利適用の巾がひろがつてゆきそうである。また長期金利については今度は動くことは考えられないが、社債の発行条件などについては、いまの一律的な形が個々の社債の質によつて差がついてゆく方向はさけられないようで、今後の金利は全体として下つてゆく中で格差が大きくなる傾向を辿ることとなろう。

（日商情報より）



喰はず嫌いと知らず嫌い

世の中には「喰はず嫌い」と云うのがありますが、私は「知らず嫌い」と云うのもあると思う。会議所の利用法もその一つではないでしようか。会議所には「会員と特定商工業者」の制度があつて、夫々「会費並に負担金」を納入する事になつていますが、納金するだけで利用されている人は割に少いようです。

私の知人で「会議所とは何をする所かい」と聞かれる時が有りますが、その位なら「知らず嫌い」と迄は行かないでしようが、会費ばかり取りやがつて」と云うと「知らず嫌い」と云うことになりましよう。

私もその一人だつたのですが、三十二年六月ふとしたことから会議所に出入りを始めてから、どうやら利用法がわかつて来つつあります。利用法と云つても色々ありましようが、私の場合主として経営の面で親身の指導を受けており、何かにつけて連絡がよくつき非常に利益を受けております。がよく理解すると会議所を生かして利用する道は沢山あり、利用価値も高いことがわかつて来たようです。

以上私の気持の一端を素直に表現しただけですが、会議所は会員の自主的な意見を尊重する機関ですので、お互いが意見を述べ合い話し合つて、よりよき方に前進させてこそ、会議所の意義も達成されると思います。また会議所当局もそれを期待していると思います。

これからもよろしく利用させていただきますと共に、微力ながらも心から協力させていただこうと考えております。



デノミネーションはやるべきか

最近経済界ではデノミネーション（通貨の呼び方を変える事でデバリユエーション（平価切下げ）とは異る）についての論議が盛んになつてきておりますが、去る五月十一日午後二時から商工会議所二階ホールで理財部会員の方々にお集り願つてデノミネーションについて自由討議の形で種々御意見を伺つたのでありますが、ここにその要旨を集録してみました。

（文責在記者）

出席者

吉川会頭　赤坂部会長　中村専務理事

○南都銀行赤坂頭取○住友銀行加納支店長○三和銀行北村支店長○日本勧業銀行筑紫支店長○協和銀行佐々木支店長○奈良市信用金庫藤井理事長○大和信用金庫角谷理事長○大道相互馬場支店長○昭和産業相互松南支店長○近畿相互高平支店長○大谷証券水野出張所長○第一生命保険久下支部長○岡田証券○相野金次郎氏

ゲスト

○商工組合中央金庫河野支所長○国民金融公庫山崎支所長○信用保証協会小山専務理事○奈良財務部

会頭　最近デノミネーション議論が新聞、雑誌を賑わしておりますが、当商工会議所としては、どう考えているかといふ質問に対する資料と致したく存じますので、県下のオーソリティにお集りを願つて本日は結論は別として、いろいろ御意見を、おきかせ願いたいと存じます。最近、山際日銀総が『デノミネーションについては時期の問題でありその時期が到来した様に思うが各方面に対する反響が大きいので、これは慎重に研究するに値する』と云つておられこれがいつの間にかデノミネーション議論が新なことになつたのでありますが、各国に於てはデノミネーションとデバリユエーションとをいつしよにやる所が多いので、とかく一般には混同されて考えられるので反響が大きいのでありましようが、この発表があつた時にも兜町、北浜では余り反応はなかつたがやはりなかなかとうなづかせられます。又、五月九日佐藤大蔵大臣は浜松でこの問題に触れておられたが『まだやる時期は到来していない』と述べられ大蔵、日銀あたりでは時期尚早であるという考えを持たれている様子ですが、岸首相が五月十三日『時期が到来した、好期であるが実施するとすれば各方面に影響のない様に行わなければならない』といわれ、昨日佐藤蔵相が『首相が云われたことは新聞で誇張されて伝えられたもので、自分は「まだ時期ではない。その時期は深く考えねばならない」と思つており兄は素人で私は少し玄人であるという様に少しいばつてうち消していましたが、（笑）石坂経団連会長は『岸さんの云われた様にやるべき

であるがその実施方法その他については考へねばならない』と云うような大胆な意見を述べられたが、この様に偉い方々の意見はまちまちであり、我々直接商売をやっているものは自分の商売と結びつけてビクビクしておりますので、奈良県のオーソリティの御意見をお伺いしたいと思います。本来なら部会長さんに御進行を願うのでありますが、今日は私より、この問題について御伺いして行きたいと思います。

やるなら新円の時に

北村　デノミネーション、デバリユエーションについて最近議論が盛んになつて参りましたが、通貨価値が大巾に低落した為に行われるのですから、大きい戦争のあとには、これが行われる事が多いですね。第一次大戦、第二次大戦の二つの時期をとり上げてみますと、第一次大戦後の時には戦後のインフレは今次大戦後のインフレとは比較にならぬくらい大きかつた。第二次大戦後は経済的変動が大きかつたですが今回この話題についても欧米諸国なみの為替レートになることより円の信用を高め、国際的にも体面上は良いのでありますがデノミネーションをするなれば戦後新円になる時に行われねばならなかつた問題であつたと思いますね。

現在としてはもう少し外貨が増え一五億から二十億ドルになり国家が安定してからの方が良いと思います。現在の通貨をかえるとなると幣貨の製造に、紙幣につ

いては六十億、硬貨については二百億円の費用がかかり、その製造にも二、三年かかるとの事であります。又各帳簿の書替えにも莫大な経費を要するのであり、もう一つ、国民所得がそこまで行つていないと云うことでまだ時期尚早であると云えると思います。

経費の割に実益がない

筑紫　企業にこれがどうひびくかという事と、切替えの経費は非常に大きなもので、これらには問題があるが、単純に考えると物価が百分の一とかになるだけであり呼称の変化だけで問題がないようにも考えられますがね。

河野　五万円のテレビが五百円と云う様に百単位の切下げが話題となつている様ですね。（笑）

筑紫　百単位切下げなら銭がふえるだけで同じであると思う。

会頭　フランスでデノミネーションをやつて間もないと思いますがあれの悪影響、好影響については、どうかという事について赤坂頭取さんどうでしようか。

デノミ以前の問題点

赤坂　先ず、デノミネーションの影響を考える前に、どうしてデノミネーションをやらねばならないのかという事を考えねばならないと思います。この基本問題について大体デノミネーションをやろうといつている経済評論家達の理由とするところは大きくわけて三つあるのですが、それは第一に通貨呼称が一呼称単位となつているのは日本とイタリーのみであり通常はアメリカの様にドル、セントのように少くとも二つあるのが当然である。第二に一ドル三百六拾円という三ケタの数字はいかにもインフレが残つているという感じで、国民の貨幣に対する尊重感がうすく対外価値を表す場合、三ケタになるのはみつともない。第三に相当の価値をもつていた旧態に近い単位にもどすべきだという、この様な理論からなつているのですね。先ほど会頭が云われたフランスについてはデノミネーションと共に一七、五五%のデバリエーションをいつしようにやつているので日本と対比して考えるのは少しおかしいと思います。最近北鮮、北ベトナムに於ても行つたが、北ベトナムに於てはデバリユエーションと共にやつており、北鮮については情報が入つていません。

経済同友会でも慎重論

次に一般の意見を伺えるものとして、経済同友会の調査をみますと、賛成、七十六%、反対、二十四%となつていますが、賛成の人も、無条件といふのは少いのです、賛成の理由としては、「国際的配慮から必要である、というのが、五十七件、計算が便利になる、三十五件、経済単位を億や兆で表すのは不適当、三十五件の順となつております。次に反対理由としては、第一に実益がない、第二にこれを行うとキツカケが当分見当らない。第三に心理的混乱を生ずる、という順になつています。方法については百分の一の呼称単位の切下率が圧倒的に多くなつています。新呼称単位のよび方はフランスなんかでは、重をつけて重フランスとなつていますが、過渡的な冠称をつけるとの意見が最も多く、新円、重円を使うもの、次いで円、銭をそのまま使うもの、というのであります。実施期につきましては『何らかのキツカケを待て』というのがやはり賛成中の六十何%まで占めております。次に『しばらく待て』『なるべく早く』という順序となつています。準備期間の項目については六カ月から一年の準備期間とするものが最も多数となつています。新旧両単位の並行期間については『不必要である』が四〇%『六カ月から一年』というのが約五十%を占めています。その他の問題点として株式をどう処理するかという問題がありますが、これについては額面を引下げ売買単位引下げというのが大部分となつています。

首相のあげたアドバルン？

以上述べましたのが関西経済同友会のアンケートの内容でこれにより意向が伺えるというわけです。私個人としては慎重論であります。インフレーションの時、私どもはその品物の価格を三、あるいは五で割つてみて初めてこの品物が安い、

高い、の基準としておりましたが、これから十年たつてやつと直接その品物の値段でわかるようになり、またそろ混乱させるというのは問題であり、ただ、国際的な配慮というものが大きな問題として残るのでありますが、私、三月に東京に行つた時、山際日銀総裁に伺いましたが総裁は『理論的には良い事であるが、さてやるとなると色々な問題がありその中でも国民の生活に於て影響がないと人々が考えるまで大きなP・Rをしてからでなければふみ切れない。P、Rの相当の期間が必要である』といつておられたのですが、それから後、岸首相が車中談で『やる』と云い、福田自民党幹事長が閣議で『今はやる時期ではない』と云つており、政府、日銀では、やるという考えはくずれて来ていると考えています。岸首相は一つのアドバルンを上げ、これを上げることによりどの様な反響があるかという事を見たのではないかと思いますが、そうでなかつたとすると非常に軽卒だと云わねばならないでしよう。

会頭　上の人や政治家が種々云つているのでまどわされますが、銀行などで日歩二銭とか一銭五厘とか云つておられるが、呼称の消えたものを用いておられますが。（笑）

赤坂　それは計算上の呼称単位だけです。或る一部の学者によると日本は一呼称単位だが、一万円札が出てもはや二呼称になつているのではないかという人も出て来ています。

会頭　私自身かりにデノミネーションが実施されるとなると、これに伴う何らかの不安といつた様な気持を持つていますが。

赤坂　その不安のある間はP・Rの行きとどいていない証拠でその不安がなくなるまではすべきではないですね。（笑）

会頭　石坂経団連会長は、やるべきだと思い切つた事を云いますね。

フランスに刺激されたか？

赤坂　理論的には良い事なんですね。日銀総裁も「理論的には良い。しかし混乱を伴う事はいけない。国民大衆がやれと云う様になればやつてもよい。」と云つておられます。又大蔵大臣も「大衆から呼称を変えろという声が出た時がふみ切る時ではないか」と考えられています。戦後、デノミネーションの話は数回出ているのです。勿論デバリユエーションと加味していたのですがみんな立消えになつたんです。今度話題になつたのは、フランスが殷州主要国に於いて自由交換性の回復をやつた際に、デノミネーションをやつたので世界の脚光を浴びたのですが、これが我が国に対する刺激となつたのです。最近、北ベトナムと北鮮がやりましたが、日本では又、この問題も立ち消えになるであろうと思います。

会頭　現在は実施しなくても差支えないという意見が多いと思いますので実施しろという意見をお聞かせ願いたいと存じます。（笑）

筑紫　実施については、キツカケの問題と単に呼称単位の変更であるというP・Rの徹底の問題があるが、私はP・Rが徹底すればやつても良いのではないかと考えています。

会頭　通貨制度でこれを一度変えれば、相当長い間これでいけるという様なものでないと勿論いけないですね。

水野　実際にやつてみると、或は何等の混乱も起らないのではないでしようか、その点むつかしい問題ですね。

赤坂　今、仮りに近鉄の株が百五十円でデノミネーションにより一円五十銭になつたとすると、商売人に「あの近鉄の株は一円五十銭は安すぎる。きつと五円ぐらいになりまつせ。」と云われると、心理的には上る様に思う。こういう事で今はP・Rが進んでいないからこの様な錯覚にひつかかるとも限らない。

会頭　戦前、「タバコ一箱の値で株が買えますで」と云われたこともありましたがそう買わなかつた様に思います。だからそんなに心配はいらないと思います。（笑）

水野　しかし、株の売買が四月五日には一億以上出来たが、一億以上というのは戦後はじめての事で、やはりデノミネーションの心理的影響を受けた分子が相当おりましたので、そのくらい出来たのではないかと思いますね。

中村　加納さん、いかがですか。

加納　赤坂頭取と同じ慎重論ですが、計算に於ける実益もうすいし、気分の混乱の問題があり、やはりデノミネーションを実施するとなれば、P・Rして混乱のない様に行われねばならないと思います。

中村　それではみな様の銀行窓口で、デノミネーションになるとどうなるか、という様な質問をお受けになつた様な事はありませんでしたか、

北村　そういうことは尋ねられたことは、ありませんね。なにも聞かれない所をみると、まだ時期尚早なのではないでしようかね。（笑）

中村　我々は昔の貨幣の価値も知つていますが、戦後十何年間に教育を受けた若い人々はちよつとまごつくのじやありませんか。

赤坂　いつも毒舌をはく或る経済評論家が、デノミネーション替成論に対して評した言葉ですが「今の成人の郷愁だ」と云つてますよ。

デノミより円の価値を

河野　一ドル対三百六十円の問題ですが、これをデノミネンションで修正する考え方より、もう少し円の価値を上げるわけには行かないでしようか、私米国に行つた人に聞いたのですが、一ドルは百

円位の価値に使えるといつていましたが、国力が増すと円の価値が上つて来るのではないでしようか。

会頭　国外に行つた人はよく日本の貨幣の価値が、この三ケタの数字によつて大変傷つけられていると云つていますね。

赤坂　イギリスに於ては、ドルの保有が三十億ドル、それでも為替レートのポンド危期が数回あつた、それでもかろうじて維持して来たという状態であります。西ドイツではドル保有が六十億ドル、日本ではわずかにやつと十億ドルであり、欧州の主要諸国が通貨の自由交換性の回復をやり増々貿易競争も激化するであろうし、少くとも、一ドルが百円になるのはなかなかではないでしようか。又公定が三百六十円ではあつたが闇では七百円もしていたという状態で日本の経済の発展力を過信されているのではないかと思いますね。だから今のお説に対する考え方は経済界では出ていないようですね。

小山　呼称単位の切下げについて百分の一にするという事は、私の生活の体験から見ますと、戦争中に給与改訂を数回してもらつて来たが、十九才の年に学校を出てサラリーマンになつたが、その時と昭和十年頃の物価とは大部異つており、それらをにらみ合せると三百分の一、又は五百分の一でも良いのではないかと思つたりするのですが。

赤坂　その考え方はデバリユエーションの考え方でしよう。

河野　月給取りは、デノミネーションをされると月給も今までもらつていたものが百分の一とかになりますが、これは気分的に淋しくて困りますね（笑）

月給三十円の昔

会頭　昔、米一石が三円八十銭でその時の月給は普通約三十円だつたので物を買う量から云うと同じなのですがね。メートル法の切替えがあつたが今まで坪といつていたものがヘクタールという様になつて、切替えが非常にむつかしいが金の方は案外簡単に出来るのではないでしようか。

赤坂　私もインフレの時には傘一本千五百円、そうなると高いのか、安いのかわからなかつたのですが、これを五百で割つて三円の傘かという様に分つたが、この様な人も出てくると思いますね。それから現在なら学校を出た新しい人の初任給が九千円、昔なら支店長で九十円だから三百分の一でもよいのだという様な考えを持たれる方もあるでしようね。

河野　やはり、三万円のものが三百円となるのは淋しい気がします。

赤坂　今日、通貨に対する尊重心がうすくなつて三万、五万という金も大したものではないとよく云われますね。

河野　しかし、その額でも尊重されて来ているのではないでしようか。

会頭　昔は一円札でもキチンと折つて財布に入れておられましたが、今の百円札は折りもせずにポケツトにつつ込んでおかれる人が多いのではないでしようか。

水野　一円なんか粗末にしていますね。近頃の人では一円が落ちていても拾わない。厘を粗末にしていた時がありましたが、現在は円という一国の一単位が粗末にされているという事は、貯蓄その他について大きな影響があるのではないかと思いますね。

中村　円に対する軽視観念は確かにありますね。小単位はおろそかにしますね。まあ、十円と云つてもそう買えるものがないんですが、そして今のは吹いたら飛ぶ様な硬貨では値うちがないですね。（笑）

しかし、やつぱりまとまると尊重はしますがね。

国民一人一人が理解した時

会頭　それでは時間も参りましたのでこのへんで本日の会合を閉じたいと存じますが、赤坂部会長さんには纏つた御話を伺いその他の方々にも色々御意見を賜りましたが、これを整理して、デノミネーションは理論的には賛成だが実施については時期尚早であり、この時期も国民一人一人がよくこの事について理解した時、初めて考えられるものだということと、一応結論づけ今後この問題について御尋ねをいただいた時、これにより説明して行こうと存じます。

今後共この様な問題につきましても種々御高見を承り度いと存じますので何卒良ろしく御願い申上げます。

× × ×

× × ×

× × ×

私の健康法

1. 私は製墨業の関係で生産時期には毎朝4時起床直に油阪町の工場へ出勤、墨の角削り作業をして8時帰宅して朝食する。生産時期以外の時は毎朝5時起床、法蓮の自宅から田上町の金光教会迄徒歩にて参詣し帰宅して朝食が8時。
2. つまり朝食迄に充分運動をする。
3. 信仰のお陰で何事も心配しない。
4. 毎日毎日楽しい日日を過して感謝の毎日を送る。



綿谷仙治郎
63才
(株)呉竹精昇堂取締役会長



経営

就業規則のサンプル

中小企業の従業員、殊に商店の従業員を求めるのには中々思う様に行かないのが此頃の傾向であります。

商店街では共同で退職金制度とか集団採用などの方法をとつている所もあります。何としても時代にマツチして受入体制の整つていないのも原因の一つでしよう。そこで従業員に必要な就業規則について東京労働基準局で作成せられたモデルをここに紹介致しましよう。

（註）◎印の付してあるのは「必須条件」その他は任意です。

就業規則

（適用範囲）

第一条　この就業規則は（店名）の従業員の労働条件について定めたものです。この規則に定めてないものについては、労働基準法の定めにより ます。

（提出書類）

第二条　従業員は採用の際、次の書類を提出しなければなりません。

一、履歴書　二、健康診断書
三、満十八才未満の人は、年令を証明する戸籍証明書四、住込の人は、転出証明書五、その他必要と認めるもの

（試の使用期間）

第三条　試の使用期間は（　）日とします。この期間に業務に不適当と認めたときは解雇することがあります。但し雇入れ後十四日を超えて勤務した人に対しては第十五条により解雇予告手当を支給します。

（労働条件の明示）

第四条　従業員は採用の際、使用者から明示された労働条件が事実と相違するときは直ちに労働契約を解除することが出来ます。この場合、就業のため住居を変えた従業員が契約解除の日から十四日以内に帰郷するときは、必要な旅費を支給します。

◎（労働時間）

第五条　（例一）労働時間は一日実働（九）時間で、就業時間は左の通りです。

始業（午前九時）終業（午後七時）但し、満十八才未満の人の労働時間は、一日実働八時間で、終業時間は（午後六時）とします。

（例二）労働時間は一日実働（九）時間で、勤務時間は二交替制で次の通りです。早番始業（午前九時）終業（午後七時）遅番始業（正午）終業（午後十時）但し、満十八才未満の人の労働時間は一日実働八時間で、終業時間は各々一時間繰上げます。早番、遅番の転換は毎月月末に従業員と協議します。

◎（休憩）

第六条　（第一例）休憩時間は一時間で、午前十一時より午後一時までの間に交替で与えます。残業するときは、午後七時より午後八時までの間に更に三十分の休憩を交替で与えます。休憩時間中は、これを自由に利用することができます。

（例二）休憩は次のとおり交替で与えます。

早番（正午より一時間）遅番

（午後六時より一時間）

◎（休日）

第七条　（第一例）休日は毎週日曜日に一斉に与えます。休日はまる一日を休みとします。

（第二例）休日は次の区分により与へます。

一斉休日　第一及び第三（日曜）　輪番休日　第二及び第四及び第五（日）曜日

各人の輪番休日は毎月月末までに翌月分を指定します。

（労働時間の変更又は振替）

第八条　前条五、六、七条の労働時間等については事前に従業員代表（従業員の過半数以上を代表するもの、以下同じ）と相談の上、変更又は振替えることがあります。

（超過勤務）

第九条　1、業務の都合により必要あるときは前第五、七条の定めを超えて時間外、休日労働をさせることがあります。

2、この場合は事前に従業員代表と協定の上、所轄労働基準監督署長に届出の上行います。

3、但し満十八才未満の人には時間外休日労働及び深夜業は、させません。

4、満十八才以上でも女子は休日労働及び深夜業はさせません。時間外労働は左の範囲でさせることがあります。

一日二時間、一週六時間、一年一五〇時間

◎（年次有給休暇）

第十条1、雇入れ後一年以上勤続した人に毎年有給休暇を与へます。但し前年の出勤日数が所定の労働日の八割（又は二四〇）にならない人には与えないことがあります。

2、右の休暇日数は一年につき満一年目は六日間、以後勤続一年増すごとに一日を加え最高を二十日とします。

3、この休暇をとっても出勤扱として賃金を支給します。

4、この休暇をとるときは予め責任者（又は店主）に申し出て下さい。申し出し日が業務に差支えあるときは他の日に変更することがあります。

5、休暇の残余日数は翌年に繰り越してとることができます。

（健康診断）

第十一条　従業員には毎年（一又は二）回定期（四月、十月）に労働基準法に定めた項目について健康診断を行います。この結果医師の認定により配置転換勤務時間の短縮又は休養を命ずることがあります。

（災害補償）

第十二条　従業員が業務上の事由により負傷し又は疾病にかかったとき及びその結果療養のため労働する事ができないために賃金を受けない場合若しくは必身に障害を残し或いは死亡したときは次の補償を行います。

イ、療　養　補償治療に必要な医者代、薬代、通院費、入院料、看護料等の費用

ロ、休業補償　療養のため仕くことの出来ない期間一日につき平均賃金の六割

ハ、障害補償　負傷、疾病がなおつても身体精神に障害を残す場合はその程度により労働基準法に定める等級により平均賃金の五〇日分以上一三四〇日分まで

ニ、遺族補償　死亡したときその遺族に平均賃金の千日分

ホ、葬祭料　葬儀を行つたものに平均賃金の六〇日分

ヘ、打切補償　治療開始後三年間を経過しても治癒しないときはそれ以後の補償にかえ平均賃金の一二〇〇日分。

但し労災保険により補償を受けたときは重複して支給しません。

（服務上の注意事項）

第十三条　従業員は次の事項を厳守しなければなりません。

（例）

イ、勤務中は上長の指示に従い仕事に専念すること。

ロ、遅刻、早退、欠勤する場合には事前に責任者（又は使用者、店主以下同じ）に申し出ること。

ハ、外出の際は責任者に届出る。

ニ、店内、得意先又は同僚間で横領、盗取、暴行等の行為をしないこと。

ホ、許可なく店の金品、文書、帳簿等を持ち出し或は私用に使はぬこと。

ヘ、集金は直ちに責任者に納入すること。

ト、許可なく他の職業又は営業に従事しないこと。

◎（退職）

第十四条　従業員は自己の都合で退職するときは少くとも二週間前までに店主に申し出て下さい。

退職する人は配達先、集金状況等の引継ぎ、集金の納入、貸与被服、物品の返還等を完全にしなくてはなりません。

◎（解雇）

第十五条　1、従業員は次の事由により解雇される事があります。

(イ)　身体、精神の故障により業務に耐えられないか又は不適当と認められたとき

(ロ)　成績不良又は第十三条の職務上の注意事項に、しばしば違反し将来なおる見込のないとき

(ハ)　事業の縮少等、業務の都合により必要あるとき。

2、解雇するときは、その三十日前に予告するか、三十日分の平均賃金を支給します。予告日数が三十日に満たないときはその不足日数分の平均賃金を支給します。

3、満十八才未満の人又は女子を解雇するときは、帰郷に必要な旅費も負担します。但し解雇された日から十四日以内に帰郷する人に限ります。

4、第1項(ロ)の事由による解雇で特に悪質と認められ、所轄労働基準監督署長の除外認定を得たものについては解雇予告せず、これにかかわる手当及び帰郷旅費を支給しないことがあります。

（金品の返還）

第十六条　退職又は解雇の日から七日以内に賃金、退職金、貯蓄金その他労働者の権利に属する金品を返還すると共に住込の人には転出証明の手続きをします。

第十七条　賃金、退職金に関する規則は別に定めます。

（貯蓄金管理）

第十八条　従業員は貯蓄金を強制されることはありません。但し従業員の希望により委託を受けて貯蓄金を管理するときは、従業員代表と書面により協定して所轄労働基準監督署長に届出の上行います。貯蓄金の管理に関する規則は別に定めます。

（平均賃金）

第十九条　この規則で平均賃金とはこれを算定すべき事由の発生した日以前二カ月間にその従業員に対して支給された賃金の総額をその期間の総日数で除した金額をいいます。

（規則の改正）

第二十条　この規則を改正するときは従業員代表と協議の上行う。

附　則

この就業規則は昭和　年　月　日より実施します。

（繊維小売新聞より）

私の健康法



阪田　勇
62才
精宏軒

1. 極力心の余裕を作ることに努力する。
2. 短時間でも、ねむることに努力する。
（私は規則的に睡眠出来ないので多忙な時は椅子にもたれて目をつぶつて休養する）
3. 過食を避ける。
4. 米飯を減し副食物を多く摂る。
5. ビタミン関係も平均して摂る様努力する、栄養は大衆的のものに多いので葉緑素を含むものは多量に摂る。

経　営

◎労務管理あの手、この手

人を公平に取扱うということは、至つて簡単のようですが、案外むずかしいものです。

あなたのところでは、あなたの気に入つた者とか或いは縁故者だけが有利に取扱われたり、職場内で羽振りをきかせているようなことはありませんか。

もしこのようなことがありますと、労働者はあなたの顔色をうかゞいとかく仕事の手をおろそなり勝ちです。

これでは労働者仲間でいがみあい、生産が上らないうえに、よそからの信用を失うなど損をみること間違いありません。

(1)　**わたしも人あなたも人**

労働者の人格尊重ということは人を使う上で一番大事なことです。

なるほど労働者は、あなたから賃金を貰い、その代りあなたの定める作業規律に従つて働いておりますが、労働者も個人として尊重されなければなりません。経営者のなかには、労働者の意向に構わず、なんでもひとりぎめしてそれを労働者に強制し、労働者との関係をまるで昔の主従関係と同じものと心得ている方をよく見受けます。このようなことは労働者に不平や不満をつのらせ、能率をあげる上に決してプラスになりません。

(2)　**えこひいきは不和のもと**

て働く職長や工員事務員或は小使さんが必要です。

しかし、この手足となる人々が互に反目ばかりしていたのでは、職場は暗く、能率は上らず、まして企業の繁栄などとても望めるものではありません。

ですから、この人々の仲を円満にし、人の和による力を最高度に発揮させることに努めるのは、経営に当る者として、何よりも心掛けるべきことです。

労働者がお互に反目する原因はいろ〳〵でしようが、その原因をよく調べ、早いうちにとり除くことが大事です。

さらに進んでは、皆で一日なり半日なりの旅行やスポーツなどのレクリエーションを楽しむ

(3)　**企業の土台は人の和です**

企業は、経営者だけで動くものではありません。手足となつ

ことは、英気を養うとゝもに職場を明るくし、人の和をつくる上に大きな力をもつていることを知つていただきたいと思います。

(4) みんなの創意を生かそう

経営者は努めて労働者の苦情とか意見に耳を傾けて下さい。中小企業では、労働者に接する機会は大企業に比べ、はるかに恵まれているのですから、この利点を生かす必要があります。「うちはふだんから注意しているから、従業員の苦情など考えられないよ」などとひとりできめてしまうことは、賢明な経営者の態度ではありません。これでは困るとか、この方法がよいといつた考えの一つや二つは、労働者は必ずもつております し、しかもできれば経営者にきてい貰いたいという気持は、仕事に熱心な人ほど強いものです。

(5) 労働条件をはつきりと

賃金や労働時間は、労働者の働く気持や能率に大いに関係がありますから、できるだけはつきりとわかるように定めておきましょう。中小企業では、賃金や労働時間を一応定めてみても仕事の性質や納期の都合などで、そのとおりには、いかないといわれるかも知れません。

そうかといつて賃金を**つかみ**で払つたり、休憩なしに作業をさせたりするのは経営者にそのときは都合がよいように見るかもしれませんが、いつかは労働者から不満が出ては損です。

(6) 賃金は仕事にみあつて簡単なしくみに

賃金は多ければ多いほど労働者の仕事のはげみになりますが、そうかといつて企業に金の成る木があるわけではなし、いくらでも高く出せるものではないでしょう。

そこで、同じ支払うなら仕事の性質や量にみあつた額を決めたいものです。

ただ単に名前だけの職について仕事もしないものに多く出したり、一生懸命に仕事をしている者が少なかつたりするのは、労働者に不平を起させる大きな原因となります。

また賃金を不必要に細かく分けておくことは、賃金計算の手間がかゝつたり、間違いのもとですから簡単なしくみにしておきましょう。

(7) 安全は足もとから

事故を起したくないのは人情です。

それなのに一日千人近くの人が職場の事故で死傷しています。

これはどうした訳でしょう。

勿論労働者の不注意によることも多いのですが、経営者の安全に対する関心が低いせいではありませんか。

経営者の中には一途に安全には金がかゝると思いこんでいる人もあるようですが整理整頓に心掛けたり環境の改善をすることだけで災害をなくし能率を上げた例はずいぶんあります。



経営

あなたのお店の診断法……

行きあたりばつたりであつた零細企業でも新しい商業経営に立向かわなければならない今の時代では次の各項目によつて自己診断をこころみるのも、何か発見するのでしよう参考にここに掲げて見ましよう。

1 事務と職制

① 店の仕事の種類を大事なものから順に並べ、各人の受持が、仕事の性質と分量とによつて巧く配分されているかどうか判断する。

② 仕事の割に人数の少いもの、一緒にしてしまつて仂く時間が巧く行くもの、中心となつて締めて行かねばならぬものが締め括りがついているかどうか、このような点について考えて見て下さい。

③ 帳簿、伝票はどのようなものを使つていますか、その記入の係に記帳洩れ、誤り、伝票の紛失などがありませんか、それを防ぐ方法を考えていますか。

④ 事務の誤りを少くし且つ簡単にするために帳簿、伝票の形式を改善する余地はありませんか。

⑤ 在庫品、棚卸残の目安がついておりますか。

⑥ 勘定科目はどんな風に分けていますか。

⑦ 入金、出金の二枚の伝票を使つていますか。振替伝票を使つていられたらなお結構です。

⑧ 月々の損益がつかめますか。

⑨ 月々の仕入予算、販売予算を樹てていますか。

⑩ 仕入月額、販売月額が毎月比較できるようになつていますか。それは予算に比べて巧く行つていますか。

2、人事

① 店是店則のようなものがありますか、それは店員によつて理解され納得されていますか。

② 店員の定休日、店の定休日はどうしていますか。

③ 毎日の勤務で店員の疲労が激しいようなことはありませんか。

④ 店員を新たに雇入れるときどんな店員が欲しいと具体的な目安を樹てて募集しますか。

⑤ 店員を教育するのに方針がありますか。

⑥ 店員各自の成績はどんな風にして調べていますか。

⑦ 店員の給与はどんな風にしていますか、固定給と歩合給はどんな割合になつていますか、生活費の不足を訴えることはありませんか。

⑧ 店員から仕事の改善意見を提出することを奨励していますか。

⑨ 販売仕入等につき店員の研究会を設けていますか。

3、商品

① 店で特に売ろうとしている商品（主力商品）は何ですか。その主力商品は全売上高の何割になりますか。

② 主力商品は全売上高の何割になりますか。

③ 商品に対する苦情を調べていますか、不良品はどう処置していますか。

④ 商品の一番良く売れる値頃はどの額のものか研究していますか。

⑤ ローズ品、死蔵品（デッドストック）はどの位あるか分りますか、その処分方法はどうしていますか。

4 仕入

① 商品需給の気配、品薄適品薄、過剰気味等はどうして調べますか。

② 商品の価格、取引条件或は新商品の研究はどうしていますか。

③ 仕入先は何軒ですか。一つの商品について取引先の多いと少いとでどちらが得だと考えますか。

④ 仕入先を選ぶ条件としてどんなことを考えていますか。

⑤ 現金仕入、掛仕入、委託仕入の割合はどの位ですか、その割合が変化して行くようですが、各々の利害はどうですか。

5 販売

① 販売方針をきめてありますか、品質本位か値段本位か店売か外売を兼ねるか、主力商品本位が一般商品別か部門利取扱かこういう方針のどれを考えていますか。

② 現金販売を主としていますか、掛売についてはどう考えますか、現在の両者の割合はどうですかこの割合を変える気持がありますか。

③ 正札を励行していますか。

④ 常得意名簿がありますか。それを活用していますか。

⑤ 常得意とそうでない客との売上割合はどうなつていますか。

⑥ 同業の競争店の売行きと経営振りはどうですか、取扱商品の品質、値段種類についても比較して下さい。

⑦ 売上を増すために何か特別の方法を取つていますか。

⑧ どんな客が多いか、男女、別、老幼階級別、区域別などの分類で調べてありますか、又お店はそのどれをねらつていますか。

⑨ 区域又は得意先別に販売予定をたてることができますか。

⑩ 従来の得意の数及び売上を維持する方法をたてていますか。

6 経営

① 現在の経費ではこれだけ売らねば損ということが解つていますか。

② 経費の節約に関してどんな方法を講じていますか。

③ 生計費と店の経費は判然と区別されていますか。

④ 店員の給与その他に対していくら売らねば損ということが各人員別に判つていますか。

⑤ 最近三ケ年間の主な商品の品種別売上高を月別に示すことができますか。

（静岡履物新聞より）

私の健康法



大谷幸治郎
64才
植田蚊帳(株)
代表取締役

1. 毎日2キロ以上歩行する。便通は毎朝1回ある様習慣づける。
2. 毎朝洗面後清水を1合呑むこと。たばこは日に12・3本。
3. 米飯又は煮餅約2合位を2食分にする。副食物は主として豆腐、野菜（チシャ、ニラ、パセリ、人参、大根、タンポポ、シツ等）を細かくキザミ塩水にて良く洗いマヨネーズ、味の素であえて食べる。
4. ビタミン剤を1錠宛服用。

◎ 私は数年前十二指腸カイヨウにて衰弱したが、以上の様な食養生で手術も受けず回復し、元気に仂いています。

経営

親しまれない五つの型

部下に親しまれるということは監督者にとつて非常に大切なことだということは誰でもよく知つていることであるが、理屈は知つていてもその通りにはゆかないものらしく、部下に敬遠される監督者の方が親しまれ、信頼されている監督者より遙かに多い。そこで部下に親しまれない監督者の部下に接する型を分類してみたところ次のような結果がみられた。

(イ) 横平型

最も多い型であり、最も反感をおぼえさせる型でもある。これは、「税金を払わせてやるぞ」というような税務署の窓口や「乗物に乗せてつかわすぞ」というような国鉄切符売場などの経験者をもとに考えてもわかるように、たいした能力もない者が地位とか組織とか金などの権力をバックにもつとあらわれてくるものらしい。飼主のそばでは弱い犬がよくほえるように。

(ロ) 取すまし型

これは横平型の変型であるが本質は横平型とおなじで、人が認めてくれないから自分から取すました冷たい態度をとつて、「俺は一段と高等なものだぞ」ということを認識させようとするので、こういう輩は自分より地位の高い者、権力のあるものに対しては急にへりくだりすぎた態度に変る特性をもつている。理屈はぬきにして考えて、顔だちが相当ととのつているくせに一向に嫁に行く先がない娘ごころのとりすまし型が多いのをみても、いかにこの型がきらわれるかはよくわかると思う。

(ハ) そわそわ型

人間というものは自信のないことをする場合とか、悪いことをした場合とかはとかく落つきを失つてそわそわしだすもので あるが、こういうことが影響してか、落つきのない人を信頼する気持にはなれないものだ。

(ニ) ペコペコ型

菓子の空箱、ビールス等の空壜、罐詰の空罐、包装紙、こういつたものは余程気をつけて整理していないとたちまちたまつてしまつて台所や戸棚をごちやごちやにしてしまうので、これらの整理をどうしているかをみただけでその家の主婦の仕事の能率を知ることができる。

これと似ているのが職場における書類の問題である。この書類も少し整理をおこたると机の上、ひきだしの中は勿論のこと職場全体がなんとなく乱れてくるような気がする。

最近必要な統計を手に入れようと某省の統計課をおとずれた時のことだが驚いたことに昨年まで廊下だつたところで職員が事務をとつているので、理由を尋ねたところ年々たまつていく書類がついには人間に代つて部屋を占領してしまつたという話なので、こんなになるまでよくがまんしたものだと驚いたり感心したりしながら必要と思う書類を求めると、案の定、二、三十分探してもみつからずに後で送りますというだらしのなさで、これは書類に部屋をとられるのも無理はないと思つた。

しかしここで考えたが、この話を〝官庁の非能率〟と心から笑える企業がどの位あろうかということであつた。

このような書類をおさめるためのキャビネット、これを置くための事務所の賃借料、必要な書類をこの中から探し出すための人件費、こういつた目にみえない出費については官庁ばかりか企業でも驚くほど気前がよいのが日本の特徴のようである。

ある小さい貿易会社で最近企業の合理化は書類からというので専門家を雇つて会社の全書類の整備を行つたところ後生大事にとつておいた書類の四六%は不必要なもので、それを整理したら、長い間懸案となつていた会議室が一部屋でき、更に今まで絶対必要だと信じて作つてきた書類が標準化と簡素化で三割も減り二人の事務員を販売戦線にまわすことができたとか云うことである。

この話にちよつと裏話がある。それはこの書類管理法の指導に当つた人が、書類整理のために専任者をおくことを経営者に進言したときはじめは難色を示してなかなか承知しなくて困つたということで、その人が「どうも経営者というものは生産とか販売とかの直接企業にプラスするようなことに人を使うことは惜しまぬが、それが消極的に出費をくいとめるというような仕事となるとその効用が相当大きくても金を出して人を使うのを嫌うようだね」と笑つていたがこの言葉は大いに耳を傾けるべき言葉ではなかろうか。

（日高ニュースより）

書類に母屋を取られた話

生活能力のない男の愛の告白は「あなたは僕にはもつたいない人だ」とか「私を助けると思つて」とかひくつな態度をとることが多いということなので二、三の若い女性に「このようなタイプの男性はどうかね」と聞いたところ口をそろえて「そういう自信のない男は大嫌い」との返事であつたが、このことは監督者と部下の間でもいえることである。この型は数は多くはないが、下の者に頭を下げることが良いことと信じ込んでいる人も多いので念のために記した。

(ホ) 自信過剰型

自信のないそわそわ型やペコペコ型はよくないが自信過剰で自分の考えを部下におしつける型も嫌われる。老人や世間知らずの学校でたての若い監督者にはよくある型である。

以上五種類に大別したが、これから考え、信頼され頼しまれる監督者はどういう態度が必要かは推察できると思う。

（会議所ニュースより）

私の健康法



鈴木角一郎
66才
奈良交通（株）社長

1. 健康のためには心の平静を第一とし。
2. 衣食住に適当な配慮が望ましい。
3. 衣は熱からず寒からず、身に合つたもので結構。
 食は栄養を旨とし質と量並に時間を定めて間食は絶対しないこと。
 特に咀嚼を完全に（数十回）することは何より大切である。
4. 睡眠は亦重大関係あり、就ては住の選定はなるべく閑静な処とすること。

経営

題して猪武者という

☆☆

今年はいのししの年である。古来いのししは豚の仲間のせいか多産のために子孫繁昌ということで喜ばれた動物であるそうだし、また猪突猛進とかいつて進むことを知つて退くことを知らぬという訳で、株屋さん等では大いに都合のよい動物と歓迎しているようであるが、いのししも時と所によつては随分困ることも少なくない。

職場などでも仕事に熱中する猪ならまだ結構であるが、仕事のほうはろくにできもしないくせに妙な自信だけはたつぷりと持合せていて上役やまわりのものの忠告などには耳もかさず猪突するくせに仕事がうまくゆかぬとみんな囲りのものが悪いのだと信じこむような猪には全く手を焼く。

そこでこのような猪を使いこなすにはどうしたらよいかを、K氏という某商事会社の課長のやり方を例に考えてみよう。

K氏のところにM君という困り者の猪武者がいた。このM君というのはえらい自信過剰で常日頃から「この会社に俺を使いこなせる上役なぞいない」とうそぶき、K氏に注意をうけると仲間に「うちの課長は俺を憎んでいる。こんな課では仂く気が起きない」などと話しているありさまであつた。

そこでK氏はM君の教導に徹底した集団第一主義をとり、彼を自己中心から集団中心に行動させようと決心して、仕事の計画から遂行方法の決定までほとんど集団討議で行なうようにした。そしてM君がふさわしいと思つているような仕事は進んで彼にやらせるようにした。

またこの種の人間の特長として人前で偉ぶることが好きなのを考え、部外者との会合などには積極的に出席させてやつた。

☆☆

経営

経営の近代化に悩めるスタッフの人に与う

問 私は従業員十五人の電機部品製造会社の管理課長をしています。大学を出て八年になります。当社は現社長が戦前、町工場から営々として育ててきたものです。製品に対する需用がこの数年で急を増し会社も大きくなりました。製品は品質の点で他の競争会社よりすぐれています。

この数年、社長の指示で大学出も採用し、今までの個人経営式から近代化した組織による経営に切かえることに努力しています。私のいる管理課もそのために出来たものです。

ところが社長はそうした指示をしておきながら営業部にいつたり工場に現れたりするたびに現場の仕事に直接口を出すので、私たち部課長の計画はすぐこわされてしまいます。

また社長のいう近代化の意図は表面だけのようで、私たちが折角学んできたインダストリアル・エンジニアリングの技術を適用することについての承認も得られません。

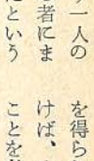
それに加えて現場の古い職長たちが社長のきげんばかり取つて、我々スタッフの意見を聞いてくれません。私はこんな中小企業は近代化するのが、そもそも無理なのではないかと思うようになりました。私が管理課長としてどうすればよいか教えて下さい。

（東京・大田区・放電）

答 よくあることです。あまり悲観したり、いきごみすぎたりしないで、着実に努力することが大切です。

まず、あなたをはじめスタツフの人々が考えていること、やつていることを反省してみる必要がありそうです。会社を営々として築き上げてきた社長や、古い職長さんたちの立場からみても、会社を現状のままでよいと思わないでしょう。またスタツフの若い人々が新しい勉強をすることも必要だと感じるでしょう。しかし今まで考えもしなかつた生産技術や、新しい技法を次々ともちこまれることには不安を感じ抵抗を起す場合が多いようです。

さらに、あなた方が講習会や書物で新しい管理法を学ばれたとしても、それをそのまま社内にもちこみ、今までのやり方を一変させようという



しかしチームワークというものがたつた一人か二人の者の協力を得られるか否かでうまくもゆけば、めちやめちやにもされることを考えれば決してあやまつたやり方ではなかつたといえる。げんにこのK氏のところでも、最近非常に課内が明朗になつて仕事の能率もぐんと上つたそうである。

（会議所ニュースより）

皆さんの部下の中にこのような猪武者がいたら一つ試してみられたらよいと思う。

このK氏のやり方を一面からみれば、ただM君という一人の部下の教導のために他の者にまで影響する方法をとつたという非難も生れるかもしれないが、

私の健康法



菊池武三郎
63才
奈良トヨダ自動車（株）社長

1. 身体に無理をしない事。
2. 夜深しをしない事。
3. 充分な睡眠をとる事。
4. 過食しない事。

態度をとられるなら、それは危険なことです。西欧や米国で発達した管理技術は、西欧の会社や技術の上に成立したものであり、しかも、どちらかといえば大企業には、そのままでも適用されるかも知れませんが、日本の中小企業に、そのままでは適用しかねる点が多いのです。ですから外来の管理技術を生で導入するよりもあなたの会社の現在迄のやり方、業績、慣行などについて、事実をよく摑んで科学的接近を試みれば、必ずあなたの会社の現状を一歩改善する方法がみつかります。

さらに、その上でまた一歩を改善するようにしてゆくのが、漸次、近代化の方向に向うことになります。

従来のやり方をすべて変えようとするよりも、よい点はそれをみつけてのばせばよいのです。

こうした改善方法は社長、監督者、現場従業員などの関係者の理解と協力なしに行うことは絶対に出来ません。その人々が実際の仕事をするからです。ですからそうした人々と日常の接解を通じて話合いの機会をもち、なにげなくみすごされることについても一つの改善を、その人々の功績に帰するように行い、その結果を得るという実績を認めれば、あなた方スタツフが信頼されることになります。こうしたことの累積が行われて、はじめて会社の近代化が出来るというものです。つまりスタツフのあなた方が地道な改善が必要であるというアイディアをラインの人々に売りこむことが必要なのです。以上の点を要約しますと

一、関係者と話合う
一、事実をつかむ
一、小さな改善から
一、ラインの人々の功績にする
一、そしてアイディアをラインに売り込む

ちなみに、社長さんについては、現場をはなれて社長らしく方針をたてたり、計画やコントロールをしろといつても本人は淋しいでしようし、そうしたことのやり方に不慣れかも知れません。ですから同じような他の会社の社長さん幹部との会合に出席することをすすめ、他人の経験に学ぶチャンスをつくることも必要です。また社外の第三者から教えてもらうことも役に立つでしようし、生産性本部の国外や国内の視察団への参加をすすめることも頭の切りかえに効果があるでしよう。

要は古くからいる人々の考え方や経験を尊重して、その人々が改善の必要に関心をもち、自分達の問題として、会社の近代化にとりくむ機会と場をスタツフが提供することです。

（生産性新聞より）

金融

最近金融界の動向

第三次公定歩合引下げによつて市中銀行の短期貸出の最優遇金利も日歩一銭九厘まで下つたが、これにつづいてこの四月から七月ごろまでの間に長期金利も一斉に下る見通しである。

これは公定歩合が実質上戦後はじめての低水準となつて、引締めによる金利の過高訂正を超えて低金利政策へ一歩ふみ入れたとされ、経済の安定成長のため国際的に割高な金利水準の引下げをもう一段すゝめる必要があるとの見方が強くなるにつれ、預金金利の動向ともからんで長期金利のあり方が問題になつてくるわけである。

長期金利の低下をさまたげているのは、預金金利の引下げについて実際上銀行のふみ切りがつかないからである。これまで無税だつた一年もの定期預金に、四月から税金がかゝることになるので、その後の実際の預金の集りぐあいを見なければ、預金レートそのものを下げることなど思なもよらないという訳だ。しかし今度の短期金利引下げにより、銀行の採算はますゝ苦しくなり、結局銀行の内部から預金金利引下げを望む声が出てくることになるものとみられ、すでに地方銀行がいゝと

金　融

金融公庫今年度の貸出し方針

××××××

次に中小企業者が金融機関から融資をうけやすいようにするため設けられたものに信用保証協会があります。信用保証協会は直接の金融機関ではありません。中小企業者の信用を後ろから補強して融資の途を開いてやるために設けられた機関です。つまり連帯保証人の役割を信用保証協会法に基づく特殊法人が果してくれるわけです。

保証を申込むには二つの方法があります。一つは業者が直接保証協会に申込み保証の承諾を得てから金融機関に借入を申込むのと、他はまず金融機関に借入申込みをすると金融機関から保証協会に保証を依頼するという仕方です。しかし前者は余り行われていないようです。信用保証協会が保証を承諾するには、もちろん書面審査、実地調査を行います。この際にも重要視されるのは申込人の人格ならびにその信頼性と資金の使途と返済の見通しです。



税務

◎いくら儲けても税金のかからない話

――それは株の値上り益です――

株式投資の目的は配当と株価の値上りである。預金の利息以上の配当を受けながら、元本の値上りも期待できる。これが株式投資の妙味である。しかも株式投資の妙味はこれだけではない。買った株を高値で売却しても、そのもうけには全く税金がかからない。これは不動産投資などにはとても見られないうまい味である。先日もある新聞に、三大億万長者といわれる人の一人が元本一万円を三年ごとに倍にして四〇年投資すれば必ず四千万円の金持になれる、書いていたが、これだけもうけても税金はびた一文かからない。どんな商買をやっても、もうけの相当部分は文句なしに税務署がとり上げてゆくのに、株式投資でいくらもうけても、税金は全くかからない。今どきこんなうまい話はたんとない。だいたい国民は税金を払うのはいやではないが、税務署にもうけを調べられ、場合によっては変にかんぐられるのは、全くいやなことである。ところが株式のもうけは全く税金の対象にならないのだから、こんなイヤな思をすることもない。

このことは所得税法第六条に規定されていて、同条は「有価証券の譲渡に因る所得については所得税を課さない」と明示している。したがって投資家は株式のもうけを確定申告書に書く必要もない。このことは先祖伝来の株式を何百倍の値段で売った場合でも同じである。ところが、最初はボーナスを投資した り毎月一定額を積み立てて投資していたが、だんだんとセミプロの域に達して、信用取引などを利用するなどして、年に何十回となく売買するようになると、今度は株式のもうけに対して税務署の眼がするどく光ってくる。というのは株式の売買が営利を目的とする繰継的行為と認められると、非課税の譲渡所得と認められないで、税金がかかる所得となるからである。そして、それが事業として行なわれるときは事業所得となり（所得税法九Ⅰ4）、事業として行なわれるまでにいたらないときは所得となる（所得税法九Ⅰ10）。事業として行なわれているかどうかは、取引のための物的・人的設備の有無、その者の職業その他諸般の事業に照らして営業として株式の取引をしていると認められる者の取引であるかどうかによって決まるが、まあ一般投資家の場合には事業とは認められないから、所得となるだろう。そこで株式の取引が継続的行為として行なわれたかどうかが重大な問題となるが、これについて当局は、譲渡株式の所有期間と取引回数や取引株数とから判断することにしている（通達）。それによると、

(1) 譲渡の時まで株主名簿に相当期間（だいたい六カ月以上）引き続いて登載されていた株式であつて、証券投資の目的で持つていたと認められるものを譲渡したときは、継続行為の株式取引とはみない。つまり、この場合には税金はかからない。

(2) (1)に該当しない株式の譲渡であつて、その年中の取引が五〇回以上でしかも二万五千株以上に達した場合には、継続的行為である株式取引とする。つまりこの場合には税金がかかる。

ことになつている。つまり自分の名義で六カ月以上株主名簿に登載されていた株式を売つた場合には、いくら回数が多くても、またいくら株式数が多くても、原則として税金がかからない。こんな具合になつている。だから、一般の投資家にとつては税金がかかることはまずないといえるわけである。

なお株式の値上り益に対しては絶対に税金はかからない。単に値上りがしたというだけでは現実のもうけになつたわけではないし、反対に値下りの危険もあるからである。だからいままでの説明は、現実に売却してもうけを手中に収めた場合のことである。このように株式のもうけには原則として税金がかからない反面、株式の損失についても税金の面で考慮されない。つまり、他に所得があり、一〇〇万円ある人が株式の売買で一〇万円損しても、その損は所得の一〇〇万円から引いてもらうわけにはゆかない。それでは話があまりうますぎるからである。

ただ株式の取引にも一つだけ税金がかかる。だがこれはほとんど大したことはないし、投資家は申告など考える必要はない。それは有価証券取引税である。投資家が株式を売るときに、売却代金の万分の一五を売主から証券会社が天引徴収して、納付することになつている。一〇〇万円の株式を売つてもたつた一、五〇〇円だから、投資家にとつてはほとんど問題にならない。納付も証券会社がやつてくれるので、投資家の手数はない。

こんなわけだから、株式の売買のもうけは大つぴらに公表してそれで愛妻Sために家を建てようと子供のために土地を買つてやろうと（もつとも、この場合は贈与税がかかる場合があるが）、問題はない。ただ、家の建築資金が株式のもうけであることを証明するためには、買付と売付の際の証券会社の報告書を保存しておく必要がある。そうでないと、税務署は株式のもうけだといつてもなかなか信用してくれない。なぜなら、広い世間には、商売でもうけておいて、これを株のもうけだと偽つて、税金のがれをする人もないとはいえないから。

税務

税法上の交際費とその範囲

(問) 法人税では交際費について限度を設けそれ以上は損金としない制限をしていますが税法上の交際費の範囲について説明して下さい。

(答) 税法上損金不算入の規則を受ける交際費は、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者に対する接待きよう応慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。支出の相手先は、得意先、仕入先等直接法人の事業関係者に限らず、間接に法人の利害に関係ある者及び法人の役員、従業員株主等内部関係者も含まれることとなつていますので、税法上の交際費の範囲は一般に考えられている交際費より相当広いものとなつています。従つて従業員の慰安旅行の費用も、会社の部

私の健康法

1. 先ず睡眠です。1日の3分の1即ち8時間は必ず寝ること、然もこの8時間は早寝早起でなければならないのは勿論です。
2. 食生活は人に依ると2食主義が好いと云う人もありますが、私はやはり3食主義です。そして新鮮な野菜を主としています。
3. 最近は乗物が便利になつてつい歩く事が少なくなり勝です。けれど私はつとめて歩く様意しています。歩け歩けも亦良い健康法でしよう。
4. 神経痛の気味がありますので毎朝20分体操をやります。この体操は私独特のもので、主として関節を屈伸する様な体操であります。
5. 50才のとき糖尿病に犯されまして、未だに根治したとはいえませんが、然し病を恐れず日仂ら研究した合理的療法によつて元気に毎日仂いています。一つは気のものでしよう。病に打勝つ、征服するという心構えが必要であることを悟りました。
6. 自分は老いたと思つていますがお年にしては以上の様な心構えの御蔭かと思つています。御壮健ですと人様からいわれていますのも以



吉川島次
71才
吉川産業KK社長

課等の会議の茶菓代も原則的には交際費とすることになりますが、次のような費用は特に交際費から除外されています。

(イ) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演劇会、旅行のために通常要する費用。

(ロ) カレンダー、所帳、扇子、手拭等多数の者に配布して広告宣伝的効果を意図するもので、その物品の価額も少額であるもの。

(ハ) 会議の席で飲食する、茶菓弁当代、但し酒類を伴はない場合に限る。酒類を伴う飲食は会議の席上出されたものであつても交際費とする。

(ニ) 新聞、雑誌等の出版物の取材のため座談会等に通常要する費用。

次に事業に直接関係のない者に対して金銭物品を贈与した場合にそれは寄附金であるか交際費であるかはなかなか判断が困難であり実態により個々に判定することになりますが、次のようなものは寄付金と認め交際費とはならないことになつています。

(イ) 社会事業団体、政治団体等に対する醵金。

(ロ) 神社の祭礼等の寄贈金。

次に広告宣伝費である交際費であるか否かの判断にもなかなか困難な問題があります。例えば売出し期間中一定額以上の取引をなした者を観劇又は旅行に招待するような場合いずれに属するかが問題となります。

このような場合税法では不特定多数の者に対する広告宣伝的効果をねらつたものは交際費ではないとされています。従つて右の例の場合でも一定額以上の売上をした不特定多数人に対し抽選等によつて旅行、劇場等の招待または景品の贈呈等をするものであれば交際費にはなりませんが、製造業者が自己の特約店または代理店のうち売上高が一定額に達した場合これを旅行観劇に招待するものであれば交際費と見られましょう。

（会議所ニュースより）

商売往来

（その一）
マンモス攻勢に応戦
新商売ぞくぞく登場

デパートの販売攻勢はもとより、強大な資本、をバックとするスーパー・マーケットの出現、さらには月賦販売会社の進出など、小売商の悩みは相変らずあとを絶たない。〝のれん〟を誇る老舗でも、うつかりしているといつの間にか〝なじみ客〟を横取りされかねない時勢?た。「昔はよかつた。信用さえあれば立派に商売繁盛、いまのように客足が浮気つぽくなかつたからネ」と、これは神田のある屋靴さんの話だが、確かに最近は客足が浮足動的になつてきたようだ。それというのも商品の種類が戦前よりはるかに数多くなつたことと、商店数もまたぐんと増え、とくに都会地ではどの業種もほとんど例外なく乱立気味の状態にあることが理由となつている。

そこで昨今は各商店街の間で〝固定客をはなすまい〟とする動きが一段と激しくなつてきた。しかもいまゝでのように、お祭り気分的な〝サービス合戦〟だけでは、固定客を摑むべき本当の商法ではないとする考え方が具体的に現れてきた。日本橋のある洋品店では買物客の一人一人に顧客カードを発行し、面倒でも再び買物にきてもらうときにはそのカードを持参してもらい、新顔の顧客を固定客として摑むような創意工夫に努めているという、さらに一歩進めて、毎日の売上高を集計するさいに①顧客の商品に対する〝好み〟はどんな傾向にあるか②その日売れた商品のうち〝なじみ客〟が買い求めていつたもの、自分の店で二度目の買物をした客、全く新顔の客というように色分けし、これを顧客調査表に記入するといつた、念入りな作業までやつている商店があるそうだ。いずれにせよ固定客を摑むための、この種の調査方法は東京都商店街連合会でも大いに考えているところであり、商店経営の地道な〝在り方〟としてとり上げられつゝあることは確かだ。

(その二)

〝十円相場〟お目見え
意表をついたデフレ商法

こうした地味な動きにたいし、表面から積極戦法に出ている商店も少なくない。変つたとからには、もとより、「場当り商法」である。いわば苦肉の策でもある。もつとも例外ともいうべき商法ではあるが……。

(その三)

商店街の統一商法

ちかごろの客は実に商品知識が豊富である。商品の種類が多くなつてきたことを考えれば、ごく自然の話であるが、それにしても「買物上手」がふえてきたとあつては小売商もたゞし、個々商店のバラバラの体制で積極戦法に出るのは共倒れの危険性もあり、とくにデフレ下にあつては「バラバラ体制」ではますますデパートなどのマンモス攻勢に食われてしまうとする声が大勢となつている。結局、商店街なり専門店会なりの〝グループ商法〟が時代の要求となつており、一つの商店街の横の連繋をとることによつて、いわば「庶民のデパート化」への傾向をみせている。つまり商店街として統一商法を打ち出しているわけで、一地域の商店街のなかにある各店舗は、デパートでいう一つの売場といつた感じがしないでもない。

(その四)

スタンプ・セービング・システム

この点ではかなり積極策を試みている商店街が多い。なかでも風変りなのがスタンプ・セービング・システムだ。といつても、いまのところ一朝にはあまり聞き慣れない言葉だが、このシステムについては二、三年前から「商店会事業の一つの在り方」として関係者の間では研究されていた。都内でも一部に具体化を試みた商店街もあつたが、結局いくつかの難点があるということで立ち消えとなつてしまつた。けれど新潟県や山梨県の一部では実施している。この「新商法」は―福井県鯖江市の例で説明すると―百円買上げごとに一円の印紙を出し、客はこれを金融機関（たゞしスタンプ・セービングのシステムを採用した商店会が取引している金融機関）に持つていくと預金の形になるという仕組である。鯖江市の場合は一部の商店が共同で「奥様ボーナス鯖江ボーナスの店という一風変つた名称の商

ころでは、ついこの間、東京都内の小売商に〝十円の店〟が登場した。これはデパートなどでの「均一売場」や「特売場」が大いに流行しているのに目をつけたもので、いうなれば「均一売場の決定版」といつたところ。看板にうたつたとおり、なんでも十円。商品は荒物、金物玩具、文房具、アクセサリーなど三百種をこえるという。たゞしこの新商法は小売屋さんが考えついたものではなく、横山町の某問屋さんが思いついたもの。商品はいずれも中小メーカーの投げ出し品ばかりで、なかにはとても十円とは思えぬシロモノもかなりある。〝ナベ底不景気〟とあつては安くてもいいからともかく金にかえた方が得策だとする中小メーカーが多いから、この「十円売場」の商品仕入れはトントン拍子に進んでいるようだ。けれども「十円売場」というからには、もとより、「場当り商法」である。いわば苦肉の策でもある。もつとも例外ともいうべき商法ではあるが……。

(その三)

商店街の統一商法

ちかごろの客は実に商品知識が豊富である。商品の種類が多くなつてきたことを考えれば、ごく自然の話であるが、それにしても「買物上手」がふえてきたとあつては小売商もたゞし、個々商店のバラバラの体制で積極戦法に出るのは共倒れの危険性もあり、とくにデフレ下にあつては「バラバラ体制」ではますますデパートなどのマンモス攻勢に食われてしまうとする声が大勢となつている。結局、商店街なり専門店会なりの〝グループ商法〟が時代の要求となつており、一つの商店街の横の連繋をとることによつて、いわば「庶民のデパート化」への傾向をみせている。つまり商店街として統一商法を打ち出しているわけで、一地域の商店街のなかにある各店舗は、デパートでいう一つの売場といつた感じがしないでもない。

(その四)

スタンプ・セービング・システム

この点ではかなり積極策を試みている商店街が多い。なかでも風変りなのがスタンプ・セービング・システムだ。といつても、いまのところ一朝にはあまり聞き慣れない言葉だが、このシステムについては二、三年前から「商店会事業の一つの在り方」として関係者の間では研究されていた。都内でも一部に具体化を試みた商店街もあつたが、結局いくつかの難点があるということで立ち消えとなつてしまつた。けれど新潟県や山梨県の一部では実施している。この「新商法」は―福井県鯖江市の例で説明すると―百円買上げごとに一円の印紙を出し、客はこれを金融機関（たゞしスタンプ・セービングのシステムを採用した商店会が取引している金融機関）に持つていくと預金の形になるという仕組である。鯖江市の場合は一部の商店が共同で「奥様ボーナス鯖江ボーナスの店という一風変つた名称の商

私の健康法

1. 青年時代はスポーツを愛好し健康に恵れた。
2. 中年時代に暴飲暴食不養生な年月を送つたが65才迄は全く無病息災であつた。
3. 67才にして初めて胃潰瘍の手術を受けた。
4. 病床中に命に優る宝無きことを衷心より自覚し爾来節酒、節煙に心掛ける。
5. 名誉慾、財慾を顧みず、適当な睡眠と食餌に依り、物事を気にせず極力呑気な日時を過すことに心掛けている。



近東義則
73才
共同印刷工業（株）顧問

店会をつくり、同じ市内にある専門店会組織と対抗して、このスタンプ・セービングを打ち出したといわれる。なんにせよ買物と貯蓄を結びつけたところは、ヘソクリ好き?の主婦の心理を巧みに摑んだといえるかも知れない。

（その五）

全国各地に主婦の店が登場

最近ようやく普及しはじめた「新商法」はまだある。「主婦の店」がそれである。一昨年五月、大垣市内にその第一号が名乗りを上げその後静岡、三重、名古屋、岐阜、和歌山、香川などの各県に相次いで登場し、昨年十二月末までに合計十県、四十店、さらにこれからも続々とでき上るようだ。これは東京・日本橋両国三の一八、公開経営指導者協会内にある本部が、店舗の場所、資金、規模などを検討したうえで「主婦の店」としての資格を備えているかどうかをきめる。その条件としては例えば三百三十平方米（百坪）以上の店舗であることとなつている。こうして「主婦の店」に指定されると、共同仕入れや経営指導が行われ、一般商店にくらべ品物を安く売れるのが最大の特色。もつとも取扱い商品は食料品を中心としているが、ともかく小売商の新しいスタイルとして話題を呼ぶようになつた。

〝月賦販売〟の面でも小売商はいろいろと神経を使つているようだ。戦前、戦後を通じてちかごろほど月賦の盛んなのも珍しい。昨年は、デパートが月賦販売のシステムを採用する、しないで、大もめにもめたが、弱小資本の小売商にとつては月賦販売はなかなか重荷であるとボヤ向きも強い。だからデパートでも月賦で商品を取扱うとなつたら、それこそ〝われわれの死活問題だ〟と小売商が騒ぐというわけだ。それにしても、なにからなにまで月賦で買えないものはないといわれるほど、月賦が流行していたのでは小売商も黙つてみているわけにはいかないから〝痛しかゆし〟だ。そこで数多くの小売商が、専門店全チエンに加盟して、一応月賦販売を代行しているが、こういう形をとらず小売商店会独自で月賦チケットを発行しているところも都内へ一、二カ所出てきた。つまり専門店会に入つて月賦売買を代行するよりも、自分たち同じ地域の商店会がチケットを発行して月賦販売をやつた方が、利益の面でも、客寄せの面でも有効だというわけだ。これなども、小売商の「新商法」の一つに加えられるだろう。このほかデパートに対抗し、商品券を発行しようと考えている商店会もある。また商店会が共同で品物の配達を、無料で常時サービスするところもボツボツ現われてきた。もちろん、いまいでにも「出前」と称して、直接得意先へ注文の品を届けていたが、そればかりでなく直接店の方へ買いにきた客にも、希望とあれば自宅まで配達サービスしようというわけだ。この点はとくに年末や中元の売出しシーズンに、客の方からの声として持ち上つてくるようである。また、デパートで買えば、どこへでも、しかも都内ならば無料で贈り主のところへ届けてくれるが小売商で買うとそうはいかない。こういう点も、小売商店会というグループの力で解消しようというのが、一つの新しい傾向となつて話題に上りつつある。

解説

財政投融資とは

産業経済の発展の為に国はいろいろとお金を使つています。その中心になるものが財政投融資で、これは国家予算の一般会計や特別会計、或いは公募債などで集めた金を、政府関係の事業や、民間の主要産業に出資したり、或いは地方公共団体の発行する地方債を引受けたりするもので、この額は毎年大蔵省が一般会計や特別会計と一緒に原案をつくります。

そして民間への投融資の多くは、日本開発銀行、日本輸出入銀行など政府関係の金融機関を通じて行われます。

これらの金融機関では、民間の金融機関があまり貸したがらない長期設備資金、農林漁業、中小企業などの産業資金の取扱つております。従つて財政投融資は民間にまかせておいたのでは不足する資金を国が財政の力を利用して補つている恰好です。

この様に財政投融資は産業経済にもつとも密接につながるものですから、景気の動向などを予測する上で特に注目されるものです。

先頃閣議で決つた三十四年度の財政投融資は、五千百九十八億円と、三十三年度当初案のものより千二百億円増加しております。今度の予算が、経済安定よりも成長に重点を置くといわれる所以です。

（江口証券タイムスより）

労働経済

中小企業共済法の退職金あらまし

中小企業の振興対策には種々の手が打たれているが、その一つとして「事業は人なり」の角度から優良な従業員を獲得することが中小企業経営に役立つ。大企業の従業員と中小企業の従業員と中小企業の従業員の給与の格差は周知の通り相当の開きがあり現在のままでは優秀な青年を獲得することは困難である。又中小企業従業員の給与の不安定性が従業員を同一の中小企業に長期勤続して従業することを実質的に妨げている。このような点から中小企業従業員の給与を少しでも改善する為、長期勤続した者に対する退職金の財源を中小企業者が共済方式で確保することができるようにする為、中小企業退職金共済事業団を設立することとなつた。

（内容）㈠　退職金共済契約

中小企業者は自己の従業員を被共済者として事業団と退職金共済契約を結ぶことが出来る（任意契約）共済掛金は月極めで被共済者一人に付き、二百円以下となつている。経営者は従業員の勤続年数に応じて順次掛金額を自由に増加して行くことが出来る仕組になつている。中小企業者又は事業団はこの契約を自己の都合で勝手に解約出来ない。解約は法定事由に該当する場合だけである。

退職金支給事由が発生したときは、事業団から直接に被共済者又はその遺族に支給される。退職金の額は掛金二百円として五年で約一万三千円、十年で四万円、十五年で約七万八千円二十年で掛金を増額すればそれに応じて退職金の額も増額する。

㈡　中小企業退職金共済事業団

中小企業退職金共済制度を運営し併せて中小企業者及び従業員の福祉増進の為の必要な施設を行う管理為、事業団を設立する。

㈢　事業団の業務の委託

事業団は労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し退職金等の支給、掛金の収納返還業務の一部を委託する事が出来る事業団は労働大臣の認可を受けて事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主団体に対して調査、広報その他の業務の一部を委託する事が出来る。

㈣　余裕金の運用

余裕金の運用は安全性を確保する為、指定金融機関への預金指定有価証券への投資金運用部への預入を原則とするが、中小企業への還元融資という立場から安全且効率的な運用を害しない範囲内で中小企業者の事業資金に融通されるよう配慮されるようになつている。



業界展望

鉄鋼　東都製鋼は豊橋工場で連続式形鋼圧延設備の建設をはじめる。これは月産能力二万トンといわれるもので、圧延機を日立製作所に発注、明年四月完成投下資金十八億円の予定である。同社の設備能力は、製鋼関係が五十トン、平炉二基、十トン電気炉二基（以上東京）三十トン電気炉二基（豊橋）で月産一万八千トンであるのに対し、圧延関係が第一中型、第二中型、小型圧延機（以上東京）で月産九千五百トンと、製鋼、圧延のバランスがとれていない。新鋭圧延設備の建設により不足している圧延能力をふやそうとするもの。

電機　安川電機はこのほど八幡製鉄と提携してあたらしいモーター用鋼板「パツプシート」を試作した。近くこれを量産化して電機製品の小型化に役立てたいとしている。この鋼板は圧延するとき特殊ロールをつかい乳首状の突起を無数につけたものであるが、これを放熱面積をふやすので、従来のモーター用鋼板にくらべて放熱性能が向上する。このためモーターやトランスを小さくすることができる利点がある。

航空機　日本飛行機は防衛庁技研の発注により、同技研と共同して高揚力研究機「X－1－G二機」の試作を進めていたが、このほど完成した。これは「X－1－G一機」につづく第二号機であるが、第一号機よりも揚力を高め、離着陸距離をみじかくしようとするもの。昨年二月設計をはじめ、十月に試作をはじめたもので、防衛庁が輸入したコンチネンタル社（アメリカ）製二百馬力ガス・タービンを装備、このタービンで圧縮した空気を翼の表面から吹きたして揚力を高める。

造船　三井船舶、乾汽船共有の一万五千重量トン型鉱石専用船の建造につき仮契約を結んだ。これは両社が自己資金で建造するもので五〇％ずつ負担する。ディゼル機関六千三百馬力を装備、明年三月に完工の予定で、船価は約九億七千万円である。完工後はゴアもしくはズンゲン（マラヤ）に配船される。なお乾汽船はすでに藤永田造船に対して一億円以上の手付金をはらつてり、三井船舶はさきに三井造船玉野造船所に手付金として支払い済みの三億円あまりを藤永田造船にふりかえる。

精密機械　東芝は昨年東京麻糸の川崎工場を買収して、船舶、航空機用精密機械工場としてお目見得しよう。

ガス学化　日本鉱業、協和醗酵、武蔵野化学研究所が共同出資した協和ガス化学（株）は九月ごろから操業する。工場は羽越線沿線に建設する模様で、すでに機械の手当もついている。原料はむろん天然ガス（新潟の三条で採取）でこれとアンモニアによつて、乳酸ニトル、メタアクリルサン、塩化シアニールなどを生産するが、製法は武蔵野化学が研究した独自の方法なので、製品価格は市価の半値ぐらいまで下げられるというのが強味である。

電機　五月の声をきくとすぐプロ野球のナイターが始まる。これまで一番明るい球場は大阪の日生球場であつたがこんど小糸製作所が四千万円で後楽園のナイター用設備の改築を行なつた。点灯は五月一日に行なわれるがこの工事で、同球場はいままでの二倍、日本一の明るさになる。明るくなつたのは、同球場がこれまで使つていなかつた水銀灯を二百九十八個も取付けたためで、バツテリー間は千二百ルツクス、内野九百ルツクス外野六百ルツクスと日生球場より百ないし二百ルツクス明るい。

運輸　経営難の全日本空輸を立直すため日航との資本提携が具体化し、すでに一カ月も関係会社で交渉がつづけられていたが、やつと解決のメドがついた結局提携条件として、日航が全日空に貸しているヘロン三機を現物出資し、また全日空のチャーター未払金一億円、現金一億円、計二億円を出資することになつた。運輸省はこの資本提携を大蔵省に申請中であるが、認可のあり次第、正式調印を行なう予定である。

化学　大日本製糖はいよいよ横浜工場内にわが国初の砂糖化学工業のための新工場を建設する。これは米国のシュガーリサーチフオンデーションからシュガーエステル技術をいれて、食品添加用、医薬用の非イオン界面活性剤をつくろうというもので、技術導入は目下通産省に申請中である。認可があり次第日産一トンぐらいのプラント建設に入るが、砂糖を原料とする化学工業としては、わが国はじめてのものだけに各方面の注目を集めている。

（会議所ニュースより）

◆◆◆
◆◆◆

私の健康法



奥村太平 78才
（株）奥村組社長

1. 心の赴く方向に楽しく経世することです。
2. 心配事は其処置を考へる時間だけの心配とし直ぐ次の活動に心を転じます。
3. 夜間は多数の人は思い思いの娯楽事に楽しまれるでしようが、私は書信や業務の書類を整理して之を捗らせるのが最大の楽しみです。
4. 食事は常に腹八分目主義です。酒は人の追従を許さぬ程の好物ですから、対酌のときは見かけに依らぬ多量に飲みますが、晩酌は7勺の限度を厳守します、嘘の様な誠です。
5. 文化生活を欲せられる人達には想像も及ばぬ仂き方で躍せられましようが、之は自慾一点張で無く（御想像に任せますが）天性仂くのが楽しみであるから、必ずまだまだ申すことがありますがこの辺で筆を擱きます。

お知らせ

第四回 大阪国際見本市出品受付迫る

昭和三十五年四月九日から二十六日までの、十八日間にわたり開催される第四回大阪国際見本市の出品の申込みは本年五月より初まり申込みが設置予定小間数に達し次第自動的に締め切られることになつておりますから出品を希望される向は次の一般規程を御高覧の上よろしく御手配下さい。尚詳細は当所業務課につき問合せ下さい。

開催

一、目的　貿易および産業の振興発展をはかるとともに、国際親善の増進に寄与する。

二、名称　第四回大阪国際見本市

三、主催　大阪国際見本市委員会（大阪府・大阪市・大阪商工会議所・日本貿易振興会・財団法人国際見本市協会をもつて構成する。）

四、後援　通商産業省・外務省・大蔵省・運輸省・日本国有鉄道

五、協賛　日本商工会議所・社団法人日本貿易会・全国貿易振興機関連合会・財団法人国際観光協会・全日本観光連盟

六、会期および開場時間

(1) 会期は、昭和三十五年四月九日（土）から四月二十六日（火）までの十八日間とする。

(2) 開場時間は、毎日午前九時から午後五時までとする。ただし、開会日は正午から開場する。

(3) 会期中の入場は、貿易、商工その他関係者および大阪国際見本市委員会（以下「委員会」という。）が、特に招待した者に限る。ただし、会期中の土曜日、日曜日および二十五日（月）、二十六日（火）は、一般公開日とする。

七、会場

(1) 会場は、次の二ヵ所とする。

本町会場　国際見本市会館（大阪市東区内本町橋詰町）

港会場　大阪市見本市恒久展示場および八幡屋公園一帯（大阪市港区八幡屋町）

(2) 会場内には、出品物展示場のほか、見本市の運営に必要な諸施設を設ける。

(3) 外国貨物を蔵置する展示場その他の施設は、保税倉庫とする。

出品・展示

八、出品資格者

第四回大阪国際見本市（以下「見本市」という。）に出品できる者は、次のいずれかに該当する者に限る。

(1) 各国の製造業者、販売業者、貿易業者またはこれらの代理人ただし、仲介業者および小売業者を除く。

(2) 各国の政府機関、公共団体、業界団体またはこれらに準ずる者で、商取引の促進を目的として参加する者

(3) 各国の貿易、産業等に関連する事業を営む者またはこれらの代理人

九、展示場およびその基本施設

(1) 展示場の種類は、通常小間（屋内、屋外屋根つき、屋外屋根なし）、特設展示場および特殊小間とする。

(2) 通常小間は、一小間の面積を九平方メートル（間口三メートル、奥行三メートル）とし、各小間には、後部および側面に小間仕切を設ける。ただし、同一人が二小間以上を接続して使用するときは、昭和三十五年二月末日までに書面による申出のない限り、その間に仕切を設けない。小間の床は、屋内ではコンクリートまたは木製タイル張り等とし、屋外では土間とする。屋内には一般照明を施す。

(3) 特設展示場は、委員会の承認を得て、同一人が、港会場内に、原則として一カ所四〇〇平方メートル以上の面積の土地を占用し、自己の負担においてその展示場を設営するものである。特設展示場に関する規程は、別に定める。

(4) 特殊小間は、通常小間の基準以外の小間であつて、会場設備の都合により、特殊小間　別に定める。

(2) この料金に含まれる展示場の使用期間は、会期中および委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が指示する展示準備期間および出品物撤出期間とする。

一一、通常小間の申込および契約

(1) 申　込

(ア) 通常小間の申込単位は、この規程一四項別表による出品物類別一類につき、一小間またはその整倍数とする。

(イ) 通常小間を申し込もうとする者は、所定の通常小間申込書および出品者登録書各一通に必要な事項を記入し、小間料金合計額の三分の一を申込金（邦貨または指定外国通貨による。契約のときも同じ。）として添え、事務局長に提出しなければならない。

(ウ) 通常小間申込書の受付は、昭和三十四年五月一日から開始し、申込受理小間数が、設置予定小間数に達し次第締め切る。

一、七〇〇円

特殊小間　別に定める。

一〇、展示場使用料金

(1) 展示場使用料金（以下「小間料金」という。）は次のとおりとする。

通常小間　屋内

一小間につき

九〇、〇〇〇円

屋外屋根につき

〃　四五、〇〇〇円

屋外屋根なし

〃　三〇、〇〇〇円

特設展示場

敷地面積一平方メートルにつき

お知らせ

中小企業設備近代化補助要綱決る

中小企業の設備近代化を早急に実施するため、昭和三十四年度における中小企業振興資金助成法にもとづく中小企業設備近代化補助制度（以下「本制度」という）の実施は、つぎのとおり一層重点的、計画的におこなう旨この程発表せられました。

一、指定業種および指定設備

中小規模による経営を適切とする分野にぞくする輸出産業、輸出関連産業および国民経済上基礎的な地位をしめる産業のうち、早急に設備の近代化を必要とする業種および設備（以下「指定業種」および「指定設備」という。）を別表のとおり指定し、これらの業種について重点的に設備の近代化を促進する。

二、指定業種にかかる合理化指針および設備近代化基本計画

(1) 国は指定業種における設備の近代化の効果的かつ計画的実施を促進するため、これら業種にかかる合理化指針および設備近代化基本計画をさだめる。

(2) 前項の場合において、中小企業庁は、合理化指針については、業種所管局による原案にもとずき、設備近代化基本計画については、関係部局と協議して、それぞれ本年六月末日を目途として、さだめる。

三、年度設備近代化計画

(1) 国は、設備近代化基本計画にもとづいて都道府県においておこなう設備近代化資金需要調査都道府県の財政状況などを勘案して、業種別、都道府県別に本制度による年度設備近代化計画をさだめる。

(2) 前項の計画は、中小企業庁が関係部局および通商産業局と協議し、都道府県の意見をきいてさだめる。

四、設備近代化補助金の交付

中小企業庁は、年度設備近代化計画を基準として中小企業設備近代化補助金の各都道府県別配分の額を決定し、通商産業局は、これにもとずいて中小企業設備近代化補助金を各都道府県に交付する。

五、都道府県の貸付

各都道府県は、国の年度設備近代化計画にもとづき、かつ、つぎにかかげる基準にしたがつて事業実施計画を作成のうえ貸付をおこなう。

(1) 対象企業

対象企業は、つぎの各号の一に該当するものであつて設備近代化を早急に必要とし、これに要する資金の調達について本制度によることを適当とするとみとめられる中小企業者とするただし、当該中小企業者の所在する地区に当該中小企業者にぞくする業種にかかる商工組合が設立されている場合は、当該商工組合のすいせんのある中小企業者とする。

イ、指定業種にぞくする事業をいとなんでいる中小企業者

ロ、指定業種にぞくしない事業をいとなんでいる中小企業者であつて、都道府県知事がすいせんするものにつき中小企業庁長官が輸出振興などの見地からとくに本制度によることを必要とするとみとめるもの

(3) 対象設備

別表にかかげる指定設備または中小企業庁長官がとくに必要とみとめる設備とする。

(3) 貸付条件

イ、貸付率は、原則として対象設備の設置に要する費用の三分の一とする。

ロ、一企業あたり貸付金額は、原則として一〇万円以上二〇万円以下とする。

ハ、償還期間は、原則として五年とし、償還方法は一年据置四年均等年賦または半年賦償還とする。

ニ、設備調整のおこなわれている業種については入替となる老朽設備の廃棄など所要の調整措置をおこなうものとする。

(4) 都道府県は本制度の実施にあたつては、以上にさだめるところによるほか、とくにつぎの事項に留意するものとする。

イ、対象企業の選定にあたつては、公正確保をはかるため所要の措置を講ずるとともに、企業診断をうけ設備の近代化を必要とすると勧告されたものについては、優先的にとりあつかう。

ロ、対象企業の担保提供の義務、その他対象企業の負担は、本制度の趣旨にかんがみ、できるだけ軽減するよう配慮する。

私の健康法



橋本蔵治
68才
（株）橋本商店
代表取締役

1. 夜はよく熟睡して朝は早起きする事。
2. ヂツトして居らないで適当に動く花造りなど楽しむ。
3. 食事は脂ものが好き、野菜と肉類の甘煮ものが良い。
4. 通便は朝１回必ずする様総てに心掛ける。
5. 酒は少量を飲む、煙草は１週間に10本位。



◎中小企業設備近代化指定業種一覧表

業種部門	業種	対象企業（下記の品目を生産している企業、ただし○印は輸出または輸出期待化業にかぎる）
金属機械工業	鋳造製造業	銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、非鉄金属鋳物、ダイキャスト鋳物
	鍛圧品製造業	鍛工品、プレス製品、粉末や金製品、金属熱処理製品、かん（ブリキおよび亜鉛鉄板製のものをのぞく）
	金属加工基礎製品製造業	○鉄線、○鋼線、○金網、○くぎ、鋲螺、ばね、○建築金物
	工具製造業	機械工具、作業工具、金型、やすり、機械刃物
	金属加工機械製造業	金属工作機械、金属加工機械、以上各品目の部品
	一般産業機械器具製造業	ボイラー、はん用内燃機関、空気圧縮機、ガス圧縮機、送風機、動力伝導装置、弁、ベアリング、動力ポンプ、タービン、荷役運搬設備、化学機械、以上各品目の部品
	特殊産業用機械器具製造業	農機具、○ミシン、○織維機械、建設機械、鉱山機械、製材木工機械、鋳造装置、合成樹脂加工機械、冷凍機、温湿調整装置、○食料加工機械、パルプ装置、製紙機械、○印刷、製本、紙工機械事務用機械、以上各品目の部品
	電気機械器具製造業	開閉装置、配電盤、電力制御装置、○電気照明器具、○配線器具、電気よう接機、内燃機関電装品、発電機、電動機、変圧器、電気計測器、以上各品目の部品
	通信機械器具製造業	○ラジオ受信機、電気音響機械器具、通信機械器具、通信機械器具部品
	精密機械器具製造業	計量器、測定器および試験機、測量機械器具、光学機械器具、○時計、以上各品目の部品
	輸送用機械器具製造業	自動車部品、○自転車、産業用運搬車輌、木造船、鋼船、船用ℰ燃機関および同部品
繊維工業	紡績および撚糸業	○紡毛紡績、○特織紡績、撚糸、反毛
	織物製造業	○綿スフ織物、○絹人絹織物、○毛織物、○タオル、○麻織物
	メリヤス製造業	○丸編メリヤス製品、○横編メリヤス製品、○経編メリヤス製品、○靴下
	縫製品製造業	○縫製品
	染色整理業	○染色整理
	特殊繊維品製造業	○細巾織物、○組ひも、○編レース、○敷物類、○網綱
鉱業	石炭鉱業	石炭、亜炭
	金属非金属鉱業	金鉱、銅鉱、鉛亜鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、鉄鉱、硫化鉱、クローム鉱鉄、マンガン鉱タングステン鉱、モリブデン鉱、硫黄、石こう、重晶石、ほたる石、石灰石、ニロマイト、けい石、長石、ろう石、耐火粘土、砂鉱、石綿、黒鉛、滑石
	天然ガス鉱業	可燃性天然ガス
農林水産製造業	食料品製造業	○かん詰、○冷凍食品、○仕上茶
	林業材料製造業	製材品、チップ

◎最低賃金法案可決さる

政府が昭和三十三年二月国会に提出して以来もみにもまれた最低賃金法案は、参議院で一部修正の上一年二カ月ぶりに四月三日可決された。

参議院での修正点をみると次の通りである。

① 労仂大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金審議会の意見により難いと認めるときは、理由を附して再審議を求めなければならないこととしている。（第十五条、第十六条及び第二十条関係）

② 最低賃金審議会は、審議に際し必要があるときは、関係労使その他の関係者の意見をきくこととしている。（第三十一条関係）

③ 業者間協定による最低賃金の申請の内容が不適当であると認められる場合は、最低賃金審議会が必要と認めたときは、労仂大臣又は都道府県労仂基準局長は、その意見に基き、当事者に対し、その内容を改正して再申請すべき旨の勧告をすることができることとしている。（第九条関係）。

④ 地域的最低賃金の決定について、アウトサイダーの労仂者にも異議の申出を認めることとしている。（第二条関係）

◎商業従事者 通信学校御案内

本講座は日本商工会議所と当商工会議所とが、店主および店員各位に対して、商業経営上必要な実務上の知識を通信教育の方法によつて教授することを目的として本年四月一日に開設したものであります。

テキストの内容は高等学校程度として一流の商業学者および商業実務家に監修および執筆を依頼しており、誰にも読みやすいように分りやすく書いてあります。受講期間は六カ月、受講料（全期間入学金込み）一、三〇〇円で、いつでも受講の申込みができます。受講希望の際は、当商工会議所に問合せのうえお申込みください。

◎監修委員（五十音順）

相原　寿　商店界編集長
岡本　理一　小樽商科大学教授
上林　正矩　中央大学教授
清水　晶　明治大学教授
金子　有造　慶応大学教授義塾
倉本　長治　全日本小売商団体連盟理事長
鈴木　保良　名古屋大学教授
末松　玄六　日本商工会議所専務理事
高橋　貞治　日本経済新聞社編集局長
佃　正弘　日本百貨店協会専務理事
能勢　昌雄　全国青色申告会総連合会
林　慶之助　会長
深見　義一　一橋大学教授
松井辰之助　大阪外国語大学教授
山口　辰男　横浜市立大学経済研究所教授
井田　安造　全日本商店街連合会　会長
金子　有造　日本大学教授
倉本　長治　商業界主幹
末松　玄六　名古屋大学教授
高橋　貞治　日本商工会議所専務理事
高城　元　京都大学教授
鍋島　達　東北大学教授
原田　俊夫　早稲田大学教授
馬場　克三　九州大学教授
福田　敬太郎　神戸大学教授
向井　鹿松　青山学院大学教授

◎執筆諸先生（五十音順）

相原　寿　商店界編集長
粟屋　義純　日本経済短期大学兼アジア大学教授
清水　晶　明治大学教授
関　重広　工学博士
能勢　昌雄　日本百貨店協会専務理事
山口　辰男　横浜市立大学経済研究所教授
赤羽　幸雄　東京都商工指導所商業部診断室主査
黒田　保　東京都立第一商業高等学校教諭
鈴木　保良　慶応義塾大学教授
高橋　重一　東京商工会議所商工相談所長
久夫　全国青色申告会事務局長
播　日本経済新聞社（経済用語解説担当）
日本商工会議所　奈良県商工会議所

私の健康法



藤井佐重郎
65才
奈良市信用金庫理事長

1. 時間を厳正に就寝、夜更をしない。特に夜の訪問、来訪を好まない。
2. 勤務を終つて自宅にあるときは軽労仂をする。
3. 食物は朝野菜のジュースを飲用し牛乳にパンの軽食、夜は適量の飲酒で休養を摂る。
4. 特記すべき健康法はありませぬが常に摂生に留意しております。

しなば茶

失業保険に最高裁が新判例

「戦後のインフレ下で会社の経営が困難で失業保険料を納めなかつたことはやむを得ないことであり、違法ではない」という新判例が最高裁から出された。最高裁第一小法廷入江裁判長は昨年七月十日、失業保険法違反に問われていた神奈川県川崎市堀川七二、東京芝浦電気(株)代表取締役岩下文雄氏と東京都北区十条仲原町二ノ六会社員林宏氏に対し、上告棄却の判決を言渡し、二審の無罪判決を認めた。この事件は一審当時から「インフレなどのやむを得ない状況にあつて保険金を支払えなかつた場合、罪になるのか」といわゆる「期待可能性理論」をめぐつて問題になつていたもの。

林被告は二十三年九月、長野県諏訪郡川岸村の東芝川岸工場長をしていたが、同年九、十、十一月分の工場工員の失業保険料約七万五千円を期日までに長野県労働部へ納付しなかつたため失業保険法違反で起訴された。一審の長野地裁で会社に罰金一万円、林被告に罰金千円の判定を言渡した。

二十八年十月東京高裁では「当時同社の経理状況はインフレ、統制経済の不況下にあつて非常に悪く、本社が遅れていただけでなく、工場にも手元資金がなかつたという状況の下で、このような事態が起つたものと認められる。このことは保険金の支払いを期待することが実際上できなかつた(期待可能性なし)として原判決を破棄、無罪を言渡した。これに対し、検察側は判決違反を理由として上告していた。

最高裁の判決理由は「東芝本社がその代理人である林被告に納付期日までに保険料を納付できるような状態においたにかかわらず、納付しなかつたならば、失業保険法違反にふれるが、本件の場合、本社は林被告に保険料を送つたことは認められない。したがつて林被告については犯罪の構成要件を欠き、無罪とすべきであり、行為者である林被告が無罪である以上、告被人会社も無罪たるべきである」となつている。これは実質的には二審判決の「期待可能性なし」という判決を認めたことになり、学説的にも注目されることとして話題を呼んでいる。

(期待可能性とは) ある人が形式的には法律を破る行為をしても、その当時の事情から見て、その人に違法な行為をしないでほかの適法な行為をしろと期待するのがまつたく無理だという時、期待可能性がないという。たとえば貧しいため餓死寸前の人が店頭のパンを盗んだとしてもこの人に法律を守つて甘んじて餓死することはおそらく期待できない。このように期待可能性のない状況で非合法な行為をした時、その本人の刑事的な責任を追及し、罪に問うことはできないという学説が有力である。

茶ばなし

経済見通し

大きく狂う

経済企画庁はこのほど三十四年度の総合資金需給見込と産業資金供給見込をまとめた。これによれば金融機関の資金事情は前年度につづいて改善され、オーバーローンの縮少・金融の正常化が進み、産業資金の供給では内部資金が増えるほか外部資金についても従来の借入金中心から増資、社債など長期安定的なものが増えるとされている。この資金の見通しはさきの三十四年度予算編成と同時に作成した三十四年度経済見通しを前提にしているが、最近の経済実態の推移からすると、この経済見通しはやがて修正を余儀なくされることは確実であり、従つて資金見込における金融正常化が順調に実現するという予想が筋書き通り運ぶかどうかは疑問であるとする見方が強まつている。経企庁の見通し作業は精密な時数を基礎とする関係上、三十四年度経済見通しの上に立つて行わざるをえないから前記のような資金見通しが出るのはやむをえないとして、問題はやはり昨年末から今年にかけて、経済実態がV字型といわれる急角度の上昇を見せ景気局面が昨年秋ごろ予想していたものとは全くちがつてしまつた点にあるといえよう。

三十四年度の経済見通しを前提とすれば 三十四年度当初(ちようどいま)の経済情勢は、全般に未だ低迷の域を脱せず、企業収益は低調であり、資金の余裕はあるがこれが投資意欲を刺戟はしないという風である筈だつた。ところが現実の経済情勢としては、

(1) 生産・出荷は著しい増加にあり、生産水準は既に引締め前を上回つている。

(2) 在庫しらべの段階はほゞ終つて、製品在庫は繊維、石炭など一部不況業種を除いてはそう大きくなつた。また流通在庫、原材料在庫は極積的増勢に転じつつある。

(3) 物価は三十三年第三・四半期において底入れから反騰に転じ、毎月〇・五%づつ上昇しており、強含み上昇を示している。

(4) 操業度は昨年九月の六八%からすでに七三~四%まで回復している。

(5) 企業収益は増加に転じ、三月期は前期を一割上回る見通しで、企業家は先行き強気の見通しをもつに至つている。

(6) 設備投資意欲はとみに旺盛となり、三十四年度の投資計画が三十三年度を上回ることは確実となつた。という状況になつてきている。

これはちようど前回の神武景気の前夜である三十年度後半の情勢のとよく似ている。しかし当時とちがうのは、当時ように輸出増加による景気上昇要因が薄いこと、過剰設備の圧力が潜在すること、四千億円以上の日銀借入金を金融機関が抱えていることで、こうした点から一頃心配されたような〝景気の過熱〟ということはまあ考えらさないが、それでも三十四年度の経済見通しが、政府の見通しのように成長率六・一%(実質五・五%)に止まることにはならないだろうというのがほゞ一致した見通しになつている。たとえば開発銀行が最近行つた試算でも、国民総生産一一兆五三〇億円、成長率は七・三%と予想している。

政府見通しにおいては、財政需要、輸出需要の伸びを主体として、設備投資は五%減と見込み、成長率六・一%とされていたが輸出と財政に大きな変化がないとしてもまず設備投資は横ばいと見るべきであり、在庫投資もこれは伴い若干増えるから、総需要は増大し、成長率は七~八%に達するだろうというのが最近の経済界の見通しのようだ。従つて、資金需給見込についても、設備資金、運転資金の需要は金融機関の貸出は政府見通しの一兆四、一〇〇億円より一、四〇〇~五〇〇億円の増加が予想されるのに対して、預金の増加は消費支出へのハネ返りを差し引くと企画庁の見通しの一兆五、九〇〇億円に対して五〇〇~六〇〇億円上回る程度とみられ、差引き収支尻では企画庁見通しで一、六五〇億円の資金余剰が見込まれているのが七~八〇〇億円にとゞまるだろうという見通しが強い。従つて財政資金の対民間収支は、二、四〇〇億円の払超が一、四〇〇~五〇〇億円の払超にとゞまり、日銀貸出の減少額も七~八〇〇億円にとゞまることとなつて、オーバーローンの改善も予想の半分ほどにとゞまり、金融はそれほど緩まないという風に環境が変化してくる可能性が強い。経済実態のこれまでの推移によれば、金融緩和は設備投資を中心とする経済活動を刺激し金融正常化は思つたほど進まないということになりそうである。

(日商情報より)



私の健康法

1. 1日1回の排便に留意しています。
2. 私生活は44.5才程度を標準にしています。
3. 社交は和をもつて良しとしています。



福田檜蔵
61才
(株)アラナラ商店社長

○デノミネーション

ひところ盛んであつたデミノネーション論議がまたムシかえされだした。

デノミネーションというのは貨幣の単位の呼び名をかえることで、経済の実質には何の影響もないことである。日本の場合には何の変更もないので、この点デバリエーション（平価切下げ）とは違う。

デノミネ論議がムシ返されたのは、去年の暮、フランスがフラン貨の平価を切下げると同時に、新しい百フランを発行して、それがいままでの一万フランと同じに通用するようにした。そしてだんだんに一万フランの札を回収していこうという〝フラン〟方式をとつたのが原因らしい。これで対米一ドルが三ケタの数字で換算しているのは、日本とイタリーだけになつた。いまの一円で買えるものはないし、拾う人もない。それでは意味がないし能率が悪い、というのがデノミネ論者のいい分である。だが、いまのところ実現の見通しは薄い。

（経済復興紙より）

茶ばなし　私たちのくらしと貿易

私たちの生活を豊かにするには〝貿易をさかんにすればよい〟といわれますが、私たちの食べ物から生産に必要な工業原料まで、ほとんどを輸入にたよらなくてはならない日本では、産業も私たちの生活も貿易で支えられているといえます。もし貿易ができなくなつたら、工場の生産はとまり、私たちの生活は足りないものだらけで、きつとみじめなものになるでしょう。そこで、きようはみなさんといつしよに「私たちのくらしと貿易」について考えてみることにしましよう。

私たちの衣食住と貿易とのつながり

まず私たちの衣食住と貿易のつながりから考えてみましよう。

私たちは貿易というと、すぐ海や船を思い出します。そして、私たちの生活が貿易と密接な関係をもつていることを忘れがちです。なかには「輸出だ輸入だなんていつたつて、直接ぼくたちができるわけでなし、収府や貿易会社の仕事で、ぼくたちには関係がないんだ」という人もあります。でも、よく考えてみると貿易と関係がないどころか、おおありです。それどころか「私たちの生活は貿易によつて支えられている」といつてもいいすぎではないでしよう。

たとえば、私たちの毎日食べているお米も日本でとれるだけではたりません。都市に住んでいる人が、一年間に食べる輸入食糧だけでも一人平均千六百円にもなるのですから、貿易と私たちの生活は切つても切れないものです。

亀の子だわしやほうきの原料も輸入

貿易と関係があるのは食糧だけではありません。洋服やシャツの原料になる綿花や羊毛は全部輸入品です。雨靴やかつぱを作るゴムもそうですし、革も輸入と関係があります。ボタンを作る貝がらも輸入されています。

家を作るには、まず釘、針がね、水道管などの鉄の原料は輸入したものです。ベニヤ板、ガラスなどの原料も外国から買つています。

家庭用品では、ラジオ、テレビ、冷蔵庫などにも輸入した金属がつかわれていますし亀の子だわしや庭ぼうきの棕梠（しゆろ）の葉も、ほとんど外国産です。

こう考えてみると、ガス、電気、水道から映画、音楽会にいたるまで、私たちの日常生活はかならず何らかの形で貿易と関係があります。ただ私たちは輸入された原料を国内で加工されてから、食べたり飲んだり使つたりするので気がつかないだけなのです。

私の健康法



清水富太良
61才
甲陽真珠工業（株）社長

1. 別に健康法を難かしく考えず身体の要求に応じて行つている程度で強いて云えば次の通りです。
2. 冷水磨擦は40年来実行しているし毎朝6時半のラジオ体操を行つています。
3. 米飯を少くし副食物を多く摂ります。
4. 果物が好きなため普通の人の2倍は食べます。
5. 老境に入つた為か自然に早寝早起になりました。

失業やくるしい生活とはさようなら

国の経済の中心となる日本の産業も、主な原料はほとんど外国からの輸入にたよつています。ところが、みなさんも知つているように、ふつう外国との取引するばあいは、日本のお金でなく、ドルやポンドといつた米国や英国のお金で払うので、外貨がなくては何一つ買うことができません。ですから、外国から原料を買つてそれを国内で消費してしまつたのでは国全体の外貨がなくなり、生産に必要な原料が買えなくなつて、産業は行きづまつてしまいます。もちろん失業者もふえ、私たちの生活も苦しくなります。そこでそういつた状態にならないように日本でも輸出をのばし、外貨をかくとくしなくてはならないといわれているのです。外貨がたくさんあれば、原料も十分に買うことができ、産業もさかんになります。そうなると景気もよくなり、失業者も減り、賃金も高くなるので、私たちは豊かな生活をおくることができます。

「日本は貿易をさかんにすることによつてのみ生きてゆけるのだ」といわれる意味も、これでわかつたと思います。

西ドイツ国民の収入は日本人の三倍

いま海外の市場では世界の国々によつてはげしい輸出競争が行われています。輸出をのばし、自分の国を少しでも豊かにしたいという願いは、どこの国も同じだからです。日本は地理的にも経済的にも決して恵まれているとはいえません。それにけたら大変です。それには、世界の貿易国といわれる国のたとえでもわかるように、日本中の人が力をあわせて協力することが大切です。

イギリスでは、外貨が少くて困つたときに「輸出か死か」という標語のもとに、全国民が一致して消費を節約しました。そして名産のスコツチウイスキーも国内ではのまないですべて輸出にまわして経済をたてなおしたという有名な話があります。

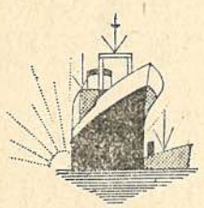
酪農で有名なオランダでも、バターやチーズを輸出して、国内ではマーガリンを食べました。日本と同じように敗戦でひどい打撃をうけた西ドイツでは、国民の勤勉と質実な生活で輸出をふやし、いまでは国民一人あたりの収入は日本の三倍もあり、外貨はどんどんふえるいつぽうで、世界でも指折りの金持国になりました。

たいせつなのはみなさんの協力

このように貿易は政府や貿易会社だけの問題でなく、国民の一人一人が協力して、はじめて実をむすびます。

では私たちにできることを考えてみましよう。まず私たちは大切な外貨をつかわないように心がけることです。一枚の紙、一つの消ゴムも大事につかえば、それだけ外貨の支払いは節約されます。そして、このお金が貯蓄されれば、そのお金は産業の建設にまわされます。すぐれた国産品を愛用することもその一つです。国産品の需要が多くなれば、大量生産されてコストが安くなり、海外からの注文も多くなります。

（毎日中学生新聞より）



茶ばなし

一瞬にして 一億五千万円の損害

☆某工場で夜勤のAさんが電源のスイッチを入れ違えた為、工場の電気設備等が一瞬のうちに全部こわれた、損害は約一億五千万円、警察と市役所は調べた結果、単なる過失と断定する。

会社が調べた結果は

事にかかる——ハッとした時には手遅れだつた。

☆電々公社の人事相談によると、その悩みの三分の二は自分の家庭恋愛等の個人的な人生問題、三分の一が職場の悩みとなつている。こうした悩みを持つ心の病人が職場の士気、勤労意欲に影響し、生産にも及ぼす。会社内に月数回位「人事相談室」を置き心理学のベテランを外部より招いて悩みの解決に当ることが新しい労務管理ではないだろうか。

（経営と診断第2号より）

Aさんは社宅に住み、母、妻子供一人、実弟の五人暮し。Aさんと弟、母と妻との間にいざこざ子供は小児マヒ——という暗い家庭。事故の日は、子供を医者に連れて行き、診察が長引いたので、妻子を病院に残し、イラ〳〵した気持ちて出社、不



◎一アメリカ人より

拝啓　陳者私は米国大使館付農務官として過去四ヵ年間東京に在住いたしましたが、来る五月末に帰国の上、三十三ヵ年にわたる官職を辞する予定で御座います。私は日本および日本国民を深く敬愛するものであります。今後は日本に対する同胞の認識を深め、日本来遊を奨励ま

ることに微力をつくしたいと念願いたしております。

私は今後新聞雑誌えの寄稿、計画中の二、三の著書、講演談話等を通じて、日本および自由世界の指導国としての日本の地位に対する同胞の認識を深めることに努力いたしたいと考えております。それには一九五五年以来私が収集いたしました知識の上に更にいろいろの知識が必要であると考えております。

以下今後この方面における活動に非常に有益と思われるものを挙げてみたいと存じます。

日本の各県および主要都市についての知識は、日本に対する外客とくに米国人の誘致に、また日本特有の各種行事に対する外国人の認識を深める上に非常に大切なものであると確信いたしております。東京の商工会議所におります一友人の薦めによりまして、左記につき貴下の御協力と御指導を賜りたく、書面をもつて御依頼申上げます。

一、貴市または貴県における祝祭の名称、日時、その簡単な説明。

二、貴市または貴県における重要な年中行事の名称、日時、その他簡単な説明。

三、各お祭りまたは年中行事の代表的な写真少くとも一枚。写真は白黒で光沢紙に焼付けたキャビネ判。

四、貴市または貴県の外人ツーリスト向き観光地に関する簡単な説明および写真。写真は無料配布でない限り実費負担いたします。なお写真には必ず説明をおつけ願います。写真は当方にて寄稿または著書に使用の際必ず入手先を明示いたします。

説明は英文でお願いできれば甚だ好都合でございますが、やむを得なければ日本文でも差構でございます。

右甚だ勝手ながら何卒よろしく御取計い下さいますよう御依頼申上げます。

貴下の御協力に感謝いたします。

敬具

四月九日

米国大使館付農務官
W・D・ターモーレン

奈良県商工会議所
中村貞三殿

○セルフ・サービス 洗濯屋さん大うけ

最近米国で二十四時間開店のセルフ・サービスの洗濯屋さんが大人気で、町の洗濯屋さんにとつて脅威となつてきた。

セルフ・サービスの洗濯屋は、三年前にカリフォルニアで開店されたが、そのときパツとしなかつたものの、昨年あたりから急に全米に普及し、毎日どこかで新規開店というブームとなつた。このため、ウエスティングハウスなどの大電器メーカーも、家庭用とは別にセルフ・サービス店専用の営業用電気洗濯機や乾燥機の製作にとりかかつた。

セルフ・サービス店の最大の魅力は洗濯代の節約、設備が完備しているため、自宅で洗濯するよりも快適な条件で洗濯できることと、二十四時間開いているので、いつでも都合のよい時間に利用できるということだ。使用料は一回が十セントから二

十セント。乾燥機が十分につき十セントだが、十分間で洗濯機四回分の分量の乾燥ができる。普通の家庭なら、一週間分の洗濯は、電気洗濯機四回、乾燥機一回使用で、七十セントから一ドル二十セントですむ。

営業者の立場からいえば、人件費がかからず、店内の清掃、機械、設備の保善でことがたりる。硬貨を機械にいれれば自動的に動くので、一日の一定時間に集計して計算するだけでよい。各店ともできるだけ最低使用人数に押さえ、店主が自分で切いている

ところが多い。

今のところ多分に小規模の小売店的性格が強いので、資本も小さく設置機械台数は洗濯機が二十台から三十台、乾燥機が五、六台というのが普通である。必要資本は、機械に一万一万五千ドル。小資本で開店できるので、老夫婦や付近の小売店経営者が副業として経営されているものが多く、まだ大資本によるチェーン式のものはない。

売上げは洗濯機二十台から三十台ぐらいの規模で月間平均千ドルで、純益率が五〇パーセントという高さである。相当に圧迫をうけだした洗濯屋自身も、セルフ・サービス店を開くものができている。

（電通線八二九号より）



▽▽▽…会議所の頁…△△△

◎日本商工会議所通常会終る

……東京産業会館で、十七・十八の二日間……

日本商工会議所の第九回通常総会は三月十七、十八の両日、ホテルテート四階大会議室及び東京産業会館六階東商第一会議室で全国会員参集の上、左の要領で開催された。

報告事項

昭和三十三年九月—昭和三十四年二月業務概要報告

日商議員選挙に関する件

商業従事者実務通信講座に関する件

その他

表彰

議事

議案一号　昭和三十四年度事業計画に関する件

二号　昭和三十四年度経費収支予算および会費徴収方法に関する件

三号　議員選任規則一部改正の件

四号　定款第二十九条第一項但書による議員総会への委任事項に関する件

五号　会頭、副会頭および監事選任に関する件

六号　事務所新設寄付に関する件

七号　法人税基本通達改正に関する件

八号　AA経済会議に関する件

九号　産業の適正配置に関する立法化促進についての要望の件

一〇号　電話施設拡充強化に関する件

一一号　電話度数制料金の地域差設定要望の件

一二号　自動市内電話式の通話料遠減方法採用ならびに通話チケット発行方に関する要望の件

一三号　屋外電灯料金引下げ方要望の件

一四号　街路灯料金値下げ方要望の件

一五号　国鉄貨物運賃制度の改正反対に関する要望の件

一六号　国立公園の整備強化に関する要望の件

一七号　観光地に於ける土産品の列車内予約販売に関する件

一八号　高級織物物品税課税反対に関する要望の件

一九号　不動産取得税（地方税法第三節）の非課税対象に商工会議所を追加方に関する件

二〇号　市中銀行の中小企業向貸出金利引下げに関する要望の件

二一号　小売商振興法案の制定促進方に関する要望の件

二二号　中小企業に対する事業税軽減に関する要望の件

二三号　中小企業従業員退職共済制度制定促進に関する要望の件

二四号　租税特別措置法による特別償却期間延長に関する件

○会員名簿印刷につき説明

——（事務局より）——

この程発行して会員や特定商工業者の各位へ無料配付致しました「一九五九年版、会員及特定商工業者名簿」中広告の頁の初めに「著名商工業者紹介」とありますのは広告を頂いた商工業者の目次でありますので不悪御了承賜ります様皆様に御断り申上げます。

◎新事業年度の収支予算と事業計画

奈良県商工業の振興と、会員皆様の繁栄を図るために設けられています、商工会議所では三月下旬に議員総会を開いて、新年度の事業計画と収支予算が決まりました、今その概要を記して見ましょう。

基本方針

本年の我が国経済は世界景気の立直りにより、ようやくその前途は推移するものとされる明るい見透しであるが、しかしながら本県産業に求められたものは、中小企業における経済基盤の強化、企業の体質改善による生産性向上であり、これにより対外競争力を培養し各産業の均衡、展発をはかることが急務である。

他方、又本県観光の宣揚と適切な観光対策の推進に深い関心を寄せるものでなければならない。これがため本会議所は本年度の基本方針として事業計画の重点を次の通り定める。

一、産業人としての意見表明とその識見を結集するため、各委員会、協議会及び部会運営を強化する。部会活動の強力且高度化に依り与論を結集する。

二、各産業の対外競争力の培養と生産性向上の推進

三、観光宣揚の基本的対策と意見表明の強化

四、商店街の繁栄と商店経営近代化の促進

五、輸出伸展対策の推進

六、中小企業相談所の運営の強化

計画概要

一、意見の公表と建議陳情

一、部会、委員会、協議会の運営

本県産業経済の振興を推進するため、本会議所組織の中核である部会の自主的運営の強化による活動の活発化を図り、会員の意見を尊重すると共に特に各委員会、協議会はそれぞれの問題につき積極的な討議研究を行い、部会活動と共に更に議員会、常議員会と緊密なる連繋のもとに必要に応じ行政官庁等に対する建議陳情を行うための綜合的な意見を表明する。

二、行政庁の諮問に応じ本県産業界を代表して積極的な意見を答申する。

三、官公庁、その他との連絡

商工観光振興上必要なる関係行政官公庁との連絡、協調に努め、必要に応じ懇談会、協議会等を主催すると共に、日本商工会議所、近畿商工会議所連合会及関係団体と常に緊密な連繋を保ち必要事項につき県ならびに中央に反映せしめる。

二、商業振興対策に関する事業

商店街並びに商店の発展に資するため、経営の近代化、合理化を強力に推進すると共に、商店従業員の質的向上を図るため下記の事業を行う。

一、従来の「県内買物運動」の考え方を「消費者の期待に副う運動」としてのP・R運動を行う。これがため、日本商工会議所並びに各地商工会議所と共に展開する「全国商店サービス強化運動」を強力に推進する。

二、良き商店従業員を養成しその質的向上を図るため、学識経験者を招き商店学校を開設する。

三、新入店員の将来への自覚を促すと共に、これを激励するために入店式を行う。

四、中小企業退職金制度を確立する。

五、不燃化都市建設を促進するため、商業、建設両部会の連繋によりこれが促進準備会を結成する。

六、消費者に対するサービスの向上と商店の持つ公共的使命の自覚を促すため各種講習会、講演会ならびに懇談会を主催する。

七、経営の合理化をはかるため、内外の装飾、照明その他の設備の近代化に資するため、広く視野を県外に求め先進都市視察を実施する。

八、経営の体質改善を中心とした経営セミナーを開講する。

九税、経理の知識を得るため簿記講習会を開催する。

(北、中、南和地区)

一〇、業種別商店経営研究会等を新たに設置する。

一一、販売技術の近代化を推進するため更に正札販売方策を推進する。

三、工業振興対策に関する件

本県工業の振興を図るため、企業の体質改善をはかり生産向上を推進するとともに、過剰競争を排するための業界の組織化を促進する。

一、県及び生産性関西地方本部と連繋を密にし、企業診断並びに業種別産地診断の実施

二、本県特産品の展示見本市を県内外に於て開催、販路拡張に努む。特にメリヤス(肌着、靴下)綜合見本市を実施する。

三、県産業訓練協会等と連繋を密にし、中堅幹部の養成講習会を実施し能率向上を図る。

四、未組織伝統産業の育成指導を強化推進する。

五、経営者を中心にして経営セミナーの開催

六、労使協力体制確立のため労仂相談の強化を図る。

七、意匠、デザインその他工業技術講習会の開催

八、工業簿記長期講習会の開催

九、中小企業退職金制度の確立

一〇、先進工場の見学会の定期化

一一、会社事業場のビジネス・ガールの訓練講座開催

四、貿易振興対策に関する事業

貿易依存度の極めて高い我が国経済に於ては、貿易の伸張こそ最も重要な問題であり、従つてこれに応えるため、本県輸出工業並びに関連企業育成の高度化に努めると共に、業界の自主的協調、相互規正の態勢により輸出効率を高めるため下記の事業を行う。

一、貿易振興対策委員会を定期的に開催、貿易伸張の具体策につき研究討議し実践化を図る。

二、適時、講演会、講習会を開催。

三、輸出製品の紹介、斡旋及びバイヤー、サプライヤー等との連絡、接遇に当り輸出取引上の便宜を図る。

四、輸出見本市及び卸見本市等を開催し製品の販路拡張に努める。

五、各地に開催せらるる博覧会、展示会等にはこれを協賛する。

五、観光に関する事業

観光施設の充実は、対内的には国民保健に、対外的には外貨獲得の上に最も重要な問題であり、これが重要性の再認識の徹底を期すと共に近畿観光圏の動きに処して古文化財の豊かな本県が持つ観光の特色を宣揚し観光土産品の品質向上を図るため下記の事業を行う。

一、観光推進協議会を適時開催、広く意見を交換討議しその実践化に努む。

二、国際観光ホテル建設について更に努力する。

三、観光事業の改善に資するため、座談会、懇談会等を開催、受入態勢の整備拡充を期す。

四、観光従業員のサービス講習会を開催すると共に優良従業員の選彰を行う。

五、観光事業の発展向上の基礎資料とするため観光実体調査を実施する。

六、優良土産品が持つ重要性に鑑み、これが品質の向上を図るため土産品審査会を開催、その育成に努む。

七、国際観光都市に相応しい市街地とするため、関係団体と協力の下に美化運動を実施する。

八、関係諸団体の行う各種観光行事に協賛又は主催する。

六、商工業全般に亘る振興対策に関する事業

一、内外経済の推移に対応するため会員、特定商工業者始め一般業界にその実情の周知徹底を期するため、経済講習会、懇談会を全般に或は地域別、業種別に開催する。

二、広く関西実業人との交流を積極的に推進し、適時経済交換懇談会を開催する。

三、商工技術ならびに事務能率の向上に資するため、和、英文タイプライター、税法、簿記、謄写、計算尺、珠算等各々講習会、説明会を開催すると共に、定期的にこれ等の検定試験及び競技大会を開催する。

四、納税知識の徹底を期するため、新税法(法人税、所得税)の説明会を開催する。

五、会社、工場、事業場、商店等の優良従業員に対する選彰の途を講じ、勤労意慾の向上に努む。

七、商工相談所に関する事業

専門相談員を配置し相談所の強化拡充を図り広く全商工業者に開放し取引、斡旋、金融、税務、労仂、経理、特許、飜訳等各般の相談事業を推進し指導斡旋すると共に、

私の健康法

1. 早寝、早起(つとめて)
2. 仕事終ると童心にかへる
3. 毎朝必ず体操をやる



河合利喜蔵
62才
(株)ひのり商店社長

地区別、戸別巡回相談を行う。
尚、企業経営上必要なる経済雑誌、図書を備え付け利便に供する。

八、調査並びに広報に関する事業
一、経済動向に即応した各般の調査を機動的に行うと共に、物価調査を定期的に続行する。
二、工場立地条件の調査を行い、又は工場誘致に関する相互の斡旋をなす。
三、その他官公庁の委託により、臨機に各種産業に関する調査を行う。
四、県特産品の市場調査を行う。
五、広報活動を強化し、内外諸情勢の周知徹底を図る。
六、調査、広報資料の発刊
① 商工総覧を関係先に配布すると共に次号の編纂に着手する。
② 機関紙「商工だより」を年四回発刊する。
③ 情報誌「会議所情報」を毎月一回発行する。
④ 連絡版「ニュースカード」を随時発送する。
⑤ その他臨機に特集解説パンフレットを発刊する。
九、特定商工業者に関する事業
一、特定商工業者法定台帳を整備して県内商工業者及び業界の把握に努め、内外商取引の仲介斡旋に資すと共に商工行政及び指導面に必要な資料を提供してその適正を図る。
① これが為、名簿を刊行し全国各方面に頒布し本県産業の紹介と個々の商取引上の利便に供する。
② 経営上必要なる証明、鑑定及び信用調査を行う。
一〇、会員増加対策強化
産業界の充実した与論の結集と本会議所の活動勢力を強化するため、会員相互の協力を得て未加入事業場の入会対策を推進する。
一一、委託事業その他
一、行政官庁より委託を受け商工業振興上必要な事業を行うと共に、各種商工団体の事業に協力し又は助成する。
二、社会福祉の増進に寄与するためこの事業に協力する。
三、企業主の委託を受け失業保険に関する一切の事務を代行するため、失業保険事務組合の設立を図る。

収 入 の 部

款	項	予算	備考
1. 会費		3,600,000	
	1. 本年度会費	3,550,000	会員会費
	2. 過年度会費	50,0009	前年度分
2. 負担金		910,000	
	1. 特定商工業者本年度負担金	900,000	
	2. 同上過年度負担金	10,000	前年度分
3. 補助金		1,700,000	
	1. 商工相談所費補助	480,000	国庫 240,000円 県費 240,000円
	2. 一般事業費補助	1,220,000	県費補助
4. 事業収入		800,000	
	1. 検定及受講料	380,000	珠算、簿記其他検定料及各種講習会聴講料
	2. 手数料其他事業収入	420,000	各種証明及手数料其他事業に伴う雑収入
		10,000	
5. 寄付金			
	1. 受入寄付	10,000	有志寄付
6. 雑収入		30,000	
	1. 預金利子	20,000	銀行預金利子
	2. 其他雑収入	10,000	不用品売却等
7. 繰越金		50,000	前年度決算剰余金
	1. 前年度繰越金	50,000	
収入合計		7,100,000	

就職に有利な 珠算合格証明書発行します

当所では珠算の一級～三級の合格者に対し履歴書に添付する証明書を次の通り交付していますから、各事業場商店に於て従業員を採用する場合は、証明書の添付なきものは、当所の合格者でなきものにして処理せられたい。

尚本人が本所の合格者である旨説明したる場合は、当所へ本人をお廻し下さい特にお願いします。

尚証明書交付の手続をせられる方は、当所事務局へ合格証明書御持参の上お出下さい。

○会員名簿完成しました 当取引に御利用を

お待ちかねの本所一九五九年版会員・特定商工業者名簿が完成、会員と特定商工業者のみなさんにお届けしました。

この名簿には会員と特定商工業者が約二千件掲載されており、いずれも地元の代表者ばかりです。内容は地域別に分け、五十音順、業者名、代表者名、所在地、電話番号、営業品目、会員と非会員の区別をしています。

商取引や信用調査などに広くご活用下さい。なお多少余部がありますから、ご入用の向きは本所総務課へ。一部三〇〇円

○「法定台帳」の記入についてお願い

昭和二十九年から実施された商工業者登録制度は、業者各位の御協力を得て、逐年成果を高め、法定台帳も有効に活用されてきました。

ところで、当所ではかねてから、新年度の特定商工業者に該当する法人、個人の方々を調査中のところ、ようやく完了しましたので、特定商工業者および会員各位の御支援を得て、早急に昭和三十四年度法定台帳の作成にとりかかることにしました。

この法定台帳は、商工業者の登録台帳でありまして、政令で定められた重要事項のほか、内外商取引の紹介、斡旋、証明、鑑定その他商工業の実態調査に必要な事項を御記入願うことになっています。

つきましては、近日中に特定商工業者、会員の各位に台帳用紙を御送付しますから、御繁多の折柄ですが、所要事項御記入の上、できるだけ早く御返送下さいますようお願い申上げます。

支 出 の 部

款	項	予算	備考
1. 給与費		1,962,000	
	1. 俸給	1,340,000	職員給料
	2. 諸給	622,000	諸手当、賞与
2. 旅費		80,000	
	1. 旅費	80,000	市外出張旅費
3. 事務局費		320,000	
	1. 事務局費	320,000	電話料外需要費
4. 会議費		318,000	
	1. 会議費	318,000	
5. 一般事業費		3,610,000	
	1. 商工振興費	1,280,000	商工業全般振興費
	2. 貿易観光費	400,000	貿易観光関係各種経費
	3. 調査広報費	1,210,000	機関誌其他情報及調査費
	4. 商工相談所費	720,000	商工相談所人件費及需要費
6. 交際費		150,000	
	1. 交際費	150,000	
7. 公課分担金		210,000	
	1. 公課分担費	210,000	県市税、法人税及日商其他各種団体会費等
8. 厚生費		120,000	
	1. 福利厚生費	120,000	職員社会保険料其他
9. 積立金		280,000	
	1. 職員退職資金積立	280,000	職員退職給与引当
10. 雑費		30,000	
	1. 諸雑費	30,000	
11. 予備費	1. 予備費	20,000	
		20,000	
支出合計		7,100,000	

収支差引残金なし

◎新らしい試み
それは新入店員激励会

今春、中学や高校を卒業して県内の商店に新しく就職入店し、社会人としての第一歩をふみ出す新卒生の門出を祝い、又将来、良い商店従業員になる様、こうした人達を励げますために、去る四月六日、午後一時より、当所三階大ホールで、新入店員の「入店激励会」を開催、この日集つた少年、少女店員は、九州方面を始め、県内山間部の就職者、合せて五十名が参加し先ず、当所吉川会頭が最近の就職傾向を述べられ、「あなた達は、商業が、生産者と消費者の間を結びつける重要な仕事であるという事を自覚して、商業の第一線で元気で活躍を願いたい」と歓迎の言葉を述べられた後、奈良県商工課小松係長、奈良県職業安定課上平監察官がそれぞれ激励のことばを送り、更に当所商業小売部会長橋本蔵治氏が、使用者を代表してお礼のことばを述べ終つて、会頭の心づくしの粗品を当所中村専務理事より送られ、引続いて、同崎務理事がら「これらの商店の命使とみなさんの心構え」と題して約三十分「お客を大切に」「商品を渡すだけのメツセンジャーであつては困る」等店員としての心得をさとされ、その後日本商工会議所製作のスライド「お客は常に正しい」を上映熱心に鑑賞、深い感銘を与えて盛会裡に終了した。

尚、お祝の紅白のまんじうを御土産に新入店員一行は閉会後観光バスに乗込み花吹雪を浴びつつ奈良公園の名所を見物、楽しい半日を送つた。



小売物価全国平均類別指数

（昭和30年＝100）

類別 / 月別	総平均	食料品	主食品	豆類及び野菜	蓄産食料品	水産食料品	調味料	加工食料品	嗜好品	衣料品	建築材料	燃料灯火	雑品
33年1月	101.9	98.1	100.1	86.3	101.0	107.5	79.8	102.9	94.2	101.1	115.3	114.5	103.8
2月	101.5	97.6	100.4	84.5	100.8	110.1	94.2	103.1	94.3	100.1	113.5	112.6	103.3
3月	100.9	97.2	100.5	79.2	99.4	109.9	96.1	103.2	95.8	99.2	112.1	111,8	103.3
4月	100.9	97.5	100.4	77.8	98.9	110.2	96.1	103.1	98.6	99.3	112.2	109.8	103.5
5月	101.6	99.1	100.6	90.7	98.7	106.8	96.0	103.4	99.0	99.7	111.1	108.8	103.7
6月	101.5	99.2	100.7	95.1	99.2	100.0	96.4	103.6	96.9	99.4	109.7	107.8	103.6
7月	102.7	102.1	100.7	10.2	100.3	105.2	95.8	104.7	99.2	98.6	108.1	107.2	103.3
8月	102.9	102.7	100.5	110.0	102.0	107.4	95.6	105.1	98.2	98.0	107.7	106.8	103.2
9月	102.5	102.1	100.2	106.5	101.6	109.9	95.5	106.1	97.5	97.7	107.1	107.1	103.0
10月	103.0	103.2	100.2	114.8	101.6	109.6	94.6	105.8	96.6	97.8	106.9	107.5	102.9
11月	101.7	101.1	100.3	104.3	100.9	109.1	94.7	105.8	94.4	96.9	106.6	108.9	102.7
12月	101.5	100.6	100.3	99.7	100.9	112.5	95.2	105.6	93.0	96.6	107.3	108.9	102.8
34年1月	101.8	100.7	100.3	102.5	99.7	113.1	94.9	104.6	92.3	96.1	110.0	103.8	103.0

小売物価指数の改訂について日本商工会議所では、昭和30年1月以来、昭和27年を基準とする36都市商工会議所の小売物価調査をとりまとめ、全国小売物価指数を作成公表して来たが、「主要経済指標の基準時を比較的経済情勢の安定していた昭和30年に可能な限り切り換えるように」という総理府統計審議会の要請があり、政府の重要統計も30年基準に改められているので、これらとの比較の便宜等をも考慮し、本年一月から基準時を昭和30年に変更した。これに伴い、とりあえず昭和33年1月から32年12月までの旧指数を30年基準に改訂したが、その作業はすべて個別品目の指数にさかのぼつて実施したものである。

商工会議所の会員になれば
どんな特典があるか

会議所の会員になると次のような特典があります

一、**商工会議所**は商工業者の自主的な集りであります。そしてその地区における唯一の綜合的経済團体として諸種の研究分析に基いて商工業の発展振興を図り社会一般の福祉を増進するため、公正中立な立場から其の利益と繁栄のため、廣汎な活動を行つて居るのであります。

商工業者の発展的な意見、進歩的な施策は**商工会議所**において結集され、発展して行くのが常であります。

一、**商工会議所**は権威と信用のある民間の**代表機関**であり数ある経済團体のうちでも最も地歩の高い特殊法人ですからその会員であるということはその地方その業界を背負つて起つ優秀有力者であるという誇りを廣く社会から認められます。

一、国や地方の商工政策について自分の意見が**会議所**を通じて自由に発表できるし、それを採用させる機会が與えられています。

一、**会議所発行の機関紙「商工だより」**や**「会議所情報」**其他の刊行物の無料配布が受けられます。

一、商品の販賣、仕入及原材料の入手斡旋、商取引の照会調査及紹介状、各種証明書等特別の依頼申込が出來ます。

一、**税金　特許、店舗設計、工場商店の経理会計商工**関係の法律などについて**無料相談**がうけられます。

一、各種の**說明会、経済指導講演会、商工技術講習会、懇談会等**に出席し、又は**展示会、展覧会、見本市**などに優先出品が出來ます。

一、**原産地證明**をはじめ**貿易**に関する一切の証明は必ず**商工会議所**で受けねばなりません。

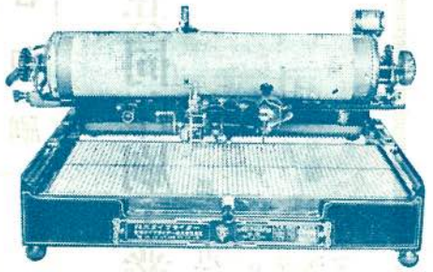
一、**会議所会員**は全国四百の**商工会議所**のどこへ行つても同様の利便が與えられます。

一、**会議所のホール、会議室**その他各種の施設が優先的に利用できます。

一、**会員が納入する会議所の会費**は個人でも法人でも税務上の必要経費として落せます。

未だ会議所に加入されておられない商工業者はこの際進んで**吾等の会議所**に加入の上共通の目的のためにその力を結集して頂きたいと存じます。

日本タイプライター
―最新 YS 8 型萬能機



AL―7型　¥ 49,500
YS―8型　¥ 56,000

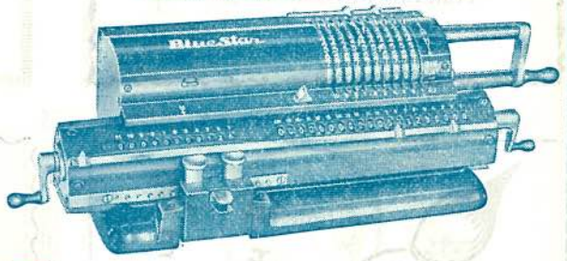
書庫と金庫

御一報次第カタログ贈呈



最新式の赤外線焼付塗装により極めて優美堅牢、シリンダー錠符合錠にて完全な保管が出来ます。

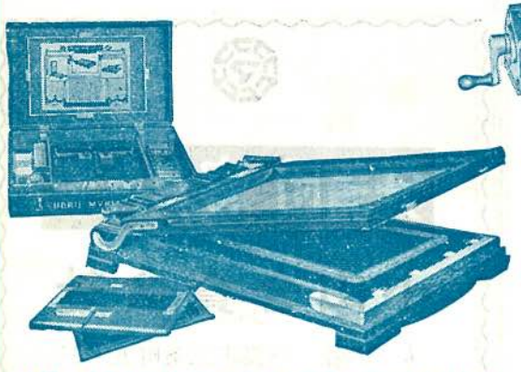
ブルースター計算器



連乗計算の多い御使用先に最適な手動式としてあらゆる御要望に應える国産計算器の最高級品です

20―T （20桁・連乗型）　¥ 35,000
20―D （20桁・十進式）　¥ 30,000
13―T （13桁・基本型）　¥ 25,000

三元式堀井謄寫版



本機の特長は印刷位置の任意の調節と原紙枠の仰起を自動・半自動・手動の三様式に変換し、印刷用紙を完全に挟持することが出来る三点にあります。
¥ 4,000

各種印刷とはかりの製造所

奈良県官報販賣所

奈　良　明　新　社

奈良市橋本町　電話 4577～8・6236～7・2246

生産性向上に偉力を発揮する

オートメーション計器



主要製品
温度計　湿度計　ガス分析計
水質計　pH計　流量計
水位計　位置計　通風計
各種自動制御装置グラフィック・パネル用計器
Barton計器　Fischer & Portes計器

北辰電機

工場　奈良市南京終町201　電話 奈良 6,301～6,303代表
本社　東京都大田区下丸子町321 電話(73)1141・2241代表
支店　大阪東区今橋4―1三菱信託ビル電(23)2101・2102
営業所　小倉・呉・名古屋・富山・高松・徳山・札幌

昭和三十四年五月二十五日　印刷
昭和三十四年六月　一日　発行

編集兼発行人　奈良市東向中町六　中村貞三
印刷人　奈良市橋本町三六　乾太郎
印刷所　奈良市東向中町六　奈良明新社
発行所　奈良県商工会議所　電話奈良代表六〇七五　奈良明新社

定價一部　五十円　（送料共）

貸会議場御案内

総会に！
講演会に懇談会！
交通至便・サービス的料金
湯茶無料提供の
貸会議場を御利用下さい。

	午前	午後	全日	夜間
小ホール	四〇〇	四〇〇	六〇〇	六〇〇
大ホール	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇

奈良市近鉄駅前
大和経済倶楽部
電話六〇七五番

綜合印刷

共同印刷工業株式会社

社長 近東弘七

本社 奈良市西寺林町 電奈良六五〇一～三番

大阪工場 大阪市南区竹屋町 電(27)七九五一～二番

MANUFACTURERS & EXPORTERS
OF ALL KINDS OF
IMITATION PEARL,
SEED BEAD & OTHER
GLASS BEAD NOVELTIES.

KOYO PEARL MFG. CO., LTD.

227 TAIMA. TAIMA-MURA
KITAKATSURAGI-GUN
NARA-PRE., JAPAN.
TELEPHONE: NAGAO 29

鐵鋼 金物

株式会社 ひのり商店

本店 奈良市今小路町 電話奈良五七五・五七五九番

出張所 近鉄油坂駅前 電話奈良五七六〇番

建築金物製作 ひのり商店鉄工部

櫻井市戒重

西垣林業株式会社

取締役社長 西垣愛太郎

電略「ナラサクライ」ニシリン

電話櫻井 五五五番 五五六番 五五七番 社長宅及夜間用 五五八番

名古屋営業所

名古屋市瑞穂区桃園町七番地 電話瑞穂一〇九三番

君モ…… 僕モ…… 品ノ良イ!!



筆墨製造業

寶文堂

電話 奈良市三条町八一一番 振替口座 大阪一二七六一四番 取引銀行 住友銀行 三和銀行 日本勧業銀行 奈良支店 奈本店 奈良支店

貸蒲団 寝具再製

小山合資会社

本社 奈良市三条町五八三 TEL(代)4,321

本社工場 奈良市西木辻ピワ塚 TEL 4,324

営業所

大阪営業所 高知営業所 広島営業所 小倉営業所

東京事務所 東京営業所 東仙台営業所 東陸営業所 北名古屋営業所

印 漢方胃腸強化剤

鯛

増田胃腸丸

橿原市川西町

増田製薬株式會社

電話 天満二番・三番

銘木春日杉天井板

尾州檜丸太並に各種造作用材

材辰巨材株式会社

取締役社長 吉田辰五郎

奈良市肘塚町八番地 電話三二六三番

蚊帳、繃帯、ガーゼ
其他薄織物一般　製造輸出

吉川産業株式会社

本社　大阪市東区北久太郎町一ノ一八
電話㉖三一六七一一―一五番
支店　東京都千代田区神田鎌倉町二番地
電話丸の内㉓二三一一～五番
工場　奈良市肘塚町一三八番地
電話奈良三七〇一～三番

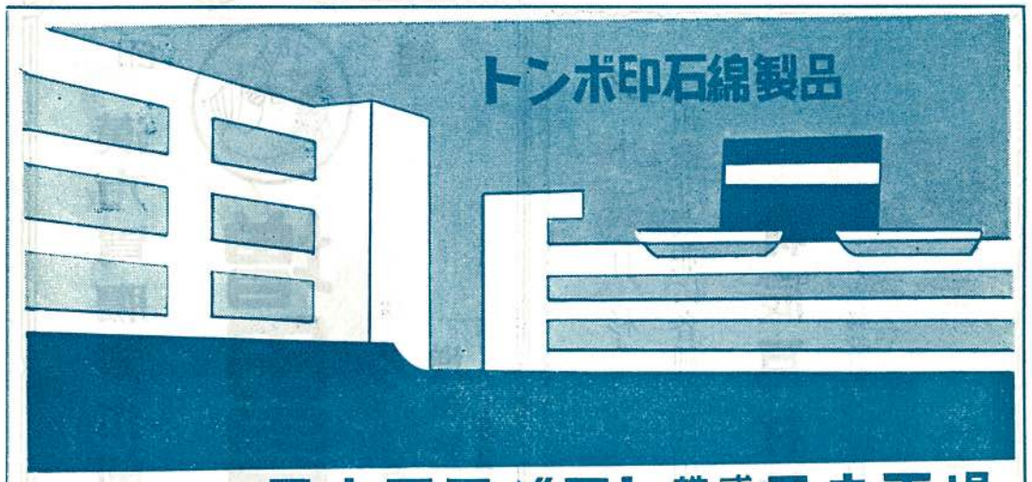
綜合建設業

株式会社

奥村組

取締役社長　奥村太平

本店　奈良県北葛城郡香芝町逢坂下田三六
電話
営業所　大阪市阿倍野区松崎町一の五一
電話大阪㉗代表三三七・一五〇〇
奈良出張所　奈良市春日野町四
電話奈良三七四五
支店　東京、廣島、高松、八幡
出張所　名古屋、西宮、光、松山、福岡、大村、外



日本アスベスト株式会社王寺工場

取締役工場長　森　幸造

奈良県北葛城郡王寺町　電話王寺　38・110・333
本社　東京中央区銀座西六　〃　銀座5701 ―― 9
支店　大阪南区塩町四丁目　〃　船場5491 ―― 5
〃　福岡市藥院大通二　〃　中 1747・2827
〃　名古屋市中区下前津　〃　南 6591 ―― 3

皆様の「憩のいで湯」

①大仏殿五重塔など七堂伽藍が庭の置物のように見える場所に三笠温泉と光明閣があります
②遠く十ケ国の大景観がどの窓からも眺められます
③光明皇后施浴に由来する霊湯で貧血症、神経痛、リウマチ、婦人病に特効があります
④新若草山ドライブ、ウェイは奈良観光の総てをつくす楽しいもので、十国台には野宴場、茶店の設備もあり日本一の景色に恵まれています
⑤近鉄奈良駅前案内所から専用バスで送迎致します
⑥三笠温泉は冷暖房完備の大広間、光明閣は百五十円で御家族、団体向きにと、それぞれの特徴をもっています

国際観光旅館

三笠温泉

（電話奈良 5471～3）

ヘルスセンター　光明閣

（電話奈良 5071～2）

（三笠温泉土地株式会社直営）

墨

奈良

古梅園

折詰専門の店

季節料理
折詰弁当
寿司
サンドウキツチ

精宏軒

衛生施設完備

奈良市三条川崎町

TEL 3459 7725 7726

都ホテル經營

奈良ホテル

皆様の御用命を御待申上げます

奈良市高畑町
電話四一〇一―三

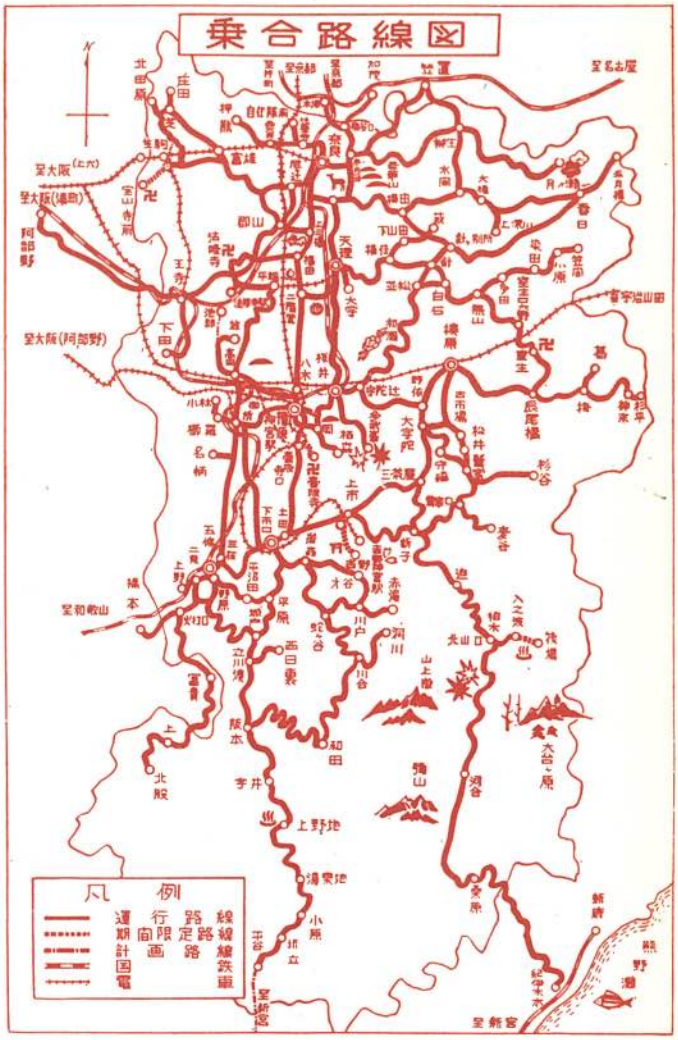
本社　京都ミヤコホテル、東山三條



シルバーフォックス
ウヰスキー
東和醸造

純フランス風
喫茶（一品料理）
食事（定食・御宴会）
是非御利用願います
商工会議所食堂
電話奈良三五三八番
（冷房完備）

古い伝統・新しいサービス



奈良交通株式會社
本社　奈良市油阪町一番地
TEL.5251～5番
タクシーの御用命はTEL.5501～4
観光バスの御用命はTEL.5261～4